

第14回 少年矯正を考える有識者会議

日 時 平成22年11月22日（月）午後1時30分～午後5時00分

場 所 法務省 地下1階大会議室

午後1時30分 開会

○岩井座長 それでは、第14回少年矯正を考える有識者会議を開催いたします。

本日は、いろいろ議論も進めてまいりましたけれども、いよいよ提言書案について詰めの議論を行いたいと思います。その提言書案の内容の確認作業を逐次行っていきたいと思います。なお、この提言書案につきましては、これまでの議論内容や事務局を通じて、委員の皆さんに個別にお伺いした事項をできるだけ集約させております。また、提言をより分かりやすくするために、直接、議論はなされませんでした。私の方で補足した方がよいと考えたところについては、事務局をお願いして、若干の補足をしております。全体構成や内容について、おおむね御了承いただけていると思いますが、本日の議論を踏まえまして、その記載ぶりをも含めて次回会議で決定させていきたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、まず、私からお手元にお配りしました提言書素案につきまして、構成を簡単に御説明いたします。

構成は、「はじめに」から「おわりに」まで6個の大項目を設けまして、巻末に委員名簿、会議の検討経過をつけております。

最初の「はじめに」、それから、「会議の検討経過等」、「少年矯正のあゆみ」のうち、「はじめに」と「少年矯正のあゆみ」につきましては、各委員の思いをできるだけ打ち出せるようにまとめたものです。

第4の「少年矯正の課題と今後進むべき方向等」では、有識者会議における議論やヒアリング等を通じまして、確認してきたことを具体的な提言を述べる前に整理したものです。また、少年矯正がよって立つべき基本的な考え方や今後進むべき方向についてまとめてございます。

第5の「具体的提言」では5本の柱、すなわち、少年の人格の尊厳を守る適正な処遇の展開、少年の再非行を防止し、健全な成長・発達を支えるための有効な処遇の展開、それを実現させていくための基盤として、高度・多彩な職務能力を備えた意欲ある人材の確保・育成、それから、適正かつ有効な処遇を支えるための物的基盤整備の促進、適正かつ有効な処遇を支えるための法的基盤整備の促進、この5項目を掲げ、これまでの会議の議論をまとめてございます。

最後は「おわりに」として、本提言書を締めくくっております。

次に、前回会議以降、皆さんから個別にちょうだいした意見を踏まえまして記載したところについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 提言書素案の内容につきまして、特に委員からいただきました御意見を踏まえまして、当初のものから追加・修正した箇所を中心に、順次、お時間をいただきまして御説明させ

ていただきます。

まず、「第1 はじめに」でございます。ここでは例えば、自尊感情を高めること、少年たちの持っている力を引き出すことなどの大切さですとか、プラトンの著書にあるソクラテスの言葉ですとか、各委員からいただきました御意見、御提案を合体させる形で盛り込んでございます。

次に、「第2 会議の検討経過等」につきましては、当会議の設置の経緯と検討経過の事実関係をコンパクトにまとめておりますので、特段の修正等はございません。

続きまして、「第3 少年矯正のあゆみ」でございます。「この21世紀初頭の今…」というところから始まる文章でございますが、委員から御意見としてちょうだいしましたので、それを締めくくりとして使用させていただいております。

次に、「第4 少年矯正の課題と今後進むべき方向等」について申し上げます。

まず、少年矯正が当面する諸課題のうちの(1)不適正処遇の徹底防止のところにつきまして、委員からの御意見を踏まえまして、広島少年院事案に関する記述を、当初より膨らませて記述しております。また、関係機関との連携強化の必要性につきまして追加して記述しております。

続きまして、処遇環境、執務環境の問題のところでございます。委員からの御意見をいただきまして、今年8月に御視察いただきました矯正研修所の改築に関しても追加して記述しております。

また、基本的理念と今後進むべき方向の(1)基本的理念につきまして、当初は法務省令である少年院処遇規則、少年鑑別所処遇規則の条文を引用いたしまして、慈愛の精神あるいは科学的態度の重要性などについても触れておりましたが、そこまで記述する必要性は乏しいのではないかという御意見もございまして削っております。

次に、「第5 具体的提言」について申し上げます。

まず、「1 少年の人格の尊厳を守る適正な処遇の展開」のうちの「(1)施設内の適正化機能の強化」の中の「ア 在院者の権利義務関係、職員の権限の明確化」のところにつきまして、委員からの御意見を踏まえまして、少年の権利義務に関する事項の十分な周知を図るべきことなどにつきまして追加して記述しています。

同じく、「イ 在院者の不服申立制度等の整備」の箇所でございますが、各委員からの御意見を踏まえまして、例えば在院者の発達段階に留意し、不服申立てを円滑に行うために必要な援助を適切に受けられるように措置を講ずることについて、代理申立ても認めるべきであるこ

とについて、迅速処理のための努力期間について、申立先や再審査について、あるいは従来からある院長申立制度を継続させることについて、さらには少年鑑別所の不服申立制度も法律によって定めるべきことなどについて、これらの意見が示されていた旨を追加して記述しております。

次に、不服申立制度の在り方に関連いたしまして、少年院における在院者同士の事故やいじめ等への対応についても触れるべきとの御意見をいただきましたので、新たに見出しを追加いたしまして、御覧いただきましたとおりの記述を追加しております。

続きまして、「(2) 施設運営の透明性の確保」の中の「ア 第三者機関の設置」のところにつきまして、第三者機関の委員選定に関して御意見をいただきましたので、熱意と見識のある人という文言を新たに挿入することで、若干の限定をかけた表現に改めてございます。

次に、「2 少年の再非行を防止し、健全な成長発達を支えるための有効な処遇の展開」のうちの「(1) 個の多様性に即応できる処遇の充実」の箇所でございます。少年院における基本的な処遇制度の改善のところ、処遇コースの見直しに当たっては少年の進路や生活設計を基準とすべきとの御意見を改めてちょうだいいたしましたので、その旨を追加して記述しております。

次に、「イ 矯正教育及び鑑別の内容、精度の向上」の箇所でございます。少年院における矯正教育の内容の充実に関し、複数の委員から、これまで少年院が実施してきた教育内容の良い面は継承すべきこと、職員と少年との信頼関係の構築が重要であること、個別面接を丁寧に行うべきこと、少年の自尊感情をはぐくむべきことなどについて御意見をちょうだいいたしましたので、それらの御意見を合わせる形で盛り込んでおります。

続きまして、「(2) 協働態勢による重層的なかかわりの推進」について申し上げます。まず、家庭裁判所との連携、保護観察所との連携を見出しとして独立させた上で、委員あるいは関係部局からいただきました御意見等を踏まえまして、それぞれ記述内容を厚くしております。また、保護者との連携、被害者の視点を取り入れた教育の充実に関しまして、委員からの御意見を踏まえまして、独立させて記述内容をそれぞれ追加してございます。

次に、人材の確保・育成の項目に関しまして、職員同士が率直に意見を述べ合えるような風通しのよい職場環境を作るべきとの御意見をいただきましたので、ここに盛り込んでおります。また、女性職員の積極的な登用に関する記述箇所につきましては、当方で改めて検討して文章表現を修正させていただいております。

続きまして、「4 適正かつ有効な処遇を支えるための物的基盤整備の促進」に関しまして、

面接室，面会室の増設の必要性について委員から御意見をいただきましたので，その旨を盛り込んでおります。

次に，「5 適正かつ有効な処遇を支えるための法的基盤整備の促進」に関しまして，委員からの御意見を踏まえまして，主として内容の重要度にかんがみまして，ア，イ，ウの項目につきまして記載順を一部入れ替えております。具体的には書籍の閲読に関する項目を後ろに下げております。また，先ほど触れました施設運営の透明性の確保に関する具体的提言のところで，不服申立制度の記述を一部修正したことに伴いまして，一部，文言を追加・修正しております。「(3) 少年鑑別所関係」の箇所につきまして，委員からの御意見を踏まえ，記述内容を追加しております。

最後でございますが，提言書の副題，サブタイトルですが，委員から御提案のありました文言を使用させていただきまして，現時点で表記のとおりとさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

それでは，この提言書素案につきまして，私が気になったところや皆さんに御確認していただきたいこと，特に複数の委員から御意見をいただいたところを取り上げ，表現ぶりやトーンについて確認作業を行っていきたいと思いますので，よろしく申し上げます。副題については最後に確認することにいたします。

まず，「第1 はじめに」です。ここは委員の皆さんの少年矯正に対する思いが一番あふれ出るところなので，できるだけ皆さんの意見を集約する形でまとめてみたところです。プラトンの著書のソクラテスの言葉を引用しておりますが，いかがでしょうか。何か御意見はございますでしょうか。毛利先生，説明はございますか。

○毛利委員 何か適当な故事はないかと言われて，僕の知識の中ではこれが一番少年院の世界に近いかなと思って選びました。これは，少年矯正にかかわる職員にとって，とても大切な心構えであると思われませんが，文章が一気につながっているところに，もしかしたら違和感があるのかなという感じはいたします。そのほかに，影山さんがおっしゃっているように，そのほかに言うべきことがあるのに，これだけで済ませているという感じになっているのが問題のかなとは思いますが。御自由に料理してください。

○岩井座長 ここに，こういう表現で入れることについて御異論はございますか。どうぞ。

○影山委員 文書でも出させていただきましたけれども，別にソクラテスの言葉を引きながら，職員の皆さん方に謙虚に，そして在院少年たちに対して，ある意味ではその子たち一人ひとり

の価値とか尊厳とかをしっかりと大切に思う気持ちを持って、接していただくという意味では大切なことだろうと思いますが、この文章の流れだと、そういった謙虚な心構えをしっかりと養い、保ち続けることができるために、どんな条件整備が必要かということをおたちは1年間、時間をかけてこれまでやってきましたという文章の流れに読めるものですから、そうすると、謙虚な心構えさえ職員の皆さん方に持っていただきさえすれば、この1年間、議論してきた少年院における様々な問題点というのは解決可能であるかのような、そんなふうに読めてしまうので、ちょっと文章が粗いのではないかなと、そんなふうには私自身は思った次第でございます。

○岩井座長 それでは、この言葉は取ってしまうという御意見ですか。

○影山委員 いや、生かしていただいて構わないんですが、もう少し足していただければと。

○毛利委員 謙虚なところにつなげているところにやっぱり問題があって、実はソクラテスは、本当は政治家になるような物すごく立派な人間の徳について語っているんですけども、徳という見えないものを人間が本当に教えられるのかという、氷のような手厳しい問いを突きつけているわけで、ただ謙虚にしておけばいいということではないんです。もっと恐ろしいことを言っているんで、これはこれでぽつんと置いておいて、その後に法務教官が本当に求められているものは何かということを経つか箇条書きにすると、もっと効果があるんじゃないかと思います。それは広田先生にお任せします。

○広田座長代理 この部分は、とりあえずソクラテスのこういう解釈でよろしいのかというのがまず気になって、知り合いの教育哲学者に聞いてみましたけれども、これは大丈夫なようです。その上で、今、毛利さんが言われたように教育の難しさというか、パラドキシカルなものがあるんだという、その部分をきちんと理解しないといけないという、そういう意味ではとても深い話だと思うんですね。だから、謙虚な人間になりましょうというよりは、教育の難しさを謙虚に受けとめようということが、ここの含みだというふうに考えます。

その上で、今、職員に必要なものを幾つか列挙するというお話がありましたけれども、それをやると逆に矮小化してしまうのではないかと、難しいものをきちんと引き受けて、それを全体として研修があったり、仕組みがあったり、そこでやっていくんだという、そういう方が職員個人の何かパーソナリティとか研修とかに矮小化しない奥行きが出ていいんじゃないかと思えます。

○毛利委員 ということは、このように教育というのは大変に難しいものであるとつなげる方がいいということですね。

○広田座長代理 そういうことを少し書いてみてもいいのではないかと。

○廣瀬委員 その点は、そういうことであればつながると思います。ここは違和感がありましたが、今、おっしゃっていた形で直していただければ、そこは生きてくると思います。

教育の難しさということに関連して、ソクラテスの言葉にいく前に、大臣のあいさつを引用されていますが、その中に少年自らの「育ち直し」を支えていくものでなければならないとあり、「この大臣の言葉は私たち委員の多くの思いと共通するものである」と、こうくくられています。しかし、私はこの言葉に賛成だと言ったことは一度もありません。「育ち直し」という意味は、本人の自発性を大事にするという趣旨だと思います。そういう考え方があり、それ自体を否定するつもりはないのです。けれども、少年院に送られている、あるいは、今、収容して教育している少年たちに対しては、強制的なしつけのし直し、すなわち、「育て直す」ことが必要な場合も多いわけです。こうくくって、しかも我々はみんな共通の思いだと言われると、少なくとも私は違います。この部分はほかの皆さんがこれでいいとおっしゃるのであれば、私は少数ですからやむを得ないですが、そうでないのであれば、私も含めて賛成しているという書き方には、異論があります。

○岩井座長 大臣のこの言葉は私たちの多くの思いと共通するものであるという文言は、では、削ることでよろしいですか。賛成なさる方もいるかと思いますが、賛成なさらない方も。

○広田座長代理 その場合、少し何かつながるか何かを入れた方がいいですかね。

○廣瀬委員 なくてもつながるのではないですか。

○広田座長代理 大丈夫ですか。

○廣瀬委員 大丈夫だと思います。

○岩井座長 では、また、後でよく考えてみたいと思いますが、一応、ここの文言は取るということではよろしいですね。

それでは、やはりソクラテスの言葉の引用については入れて、もう少し、その意味合いを説明するような言葉を後に入れるということではよろしいでしょうか。

○石附委員 こここのところで、そのような謙虚な心構えにというところが誤解される意味になっていると思いますので、より教育学的に含蓄のある言葉に変えていただきたいと思います。

○岩井座長 では、広田先生に考えていただいて。

○津富委員 プラトン以外のところでしゃべっていいということが判明したので。

○岩井座長 どうぞ。

○津富委員 大臣のこの言葉はという段落がありますけれども、「一方の」というのは要らないんじゃないかと思います。それで、そこは削除したらどうかと思います。当事者は少年と決

まっていると思うので、職員まで当事者というのはなかなか難しいかなという感じです。

○岩井座長 では、「一方の」を削るということですね。

ほかに何か御意見はございますか。よろしいですか。

では、次に移りたいと思いますが、最後のところで、この提言に盛り込まれた内容が今後の少年矯正行政に反映され、直面する諸課題を克服し、良い面も更に伸ばすことで非行のある少年の健全な育成、ひいては我が国における青少年の健やかな成長・発達の一助となることを切に願っていると結んでおりますが、このパラグラフは、皆さん、これでよろしいでしょうか。

それでは、御同意いただいたということで、次に「第2 会議の検討経過等」についてですが、これはこのとおりでよろしいでしょうか。

これはずっと検討経過を書いたものですので、次に「第3 少年矯正のあゆみ」に入りますが、かなり皆さんの御意見が入って修文されておりますけれども、「非行のある少年の健全育成に相応の成果を積み重ねてきた」とか、「これからも守り育てていくべき国民の財産」という表現について、これを委員の総意としてよろしいでしょうか。

それでは、次に「第4 少年矯正の課題と今後進むべき方向等」についてに進みたいと思います。不適正処遇の徹底防止の箇所における広島少年院事案の取り扱いにつきましては、このような記載ぶりでよろしいでしょうか。

○影山委員 広島少年院事案に関して、特に法務省矯正局で作られた委員会の報告を引かれながら、広島少年院事案の要因というのは、1番、2番、3番、4番と、こういったものがあるのではないかとまず指摘されているわけですね。

そこで書かれていることというのは、職員の人権意識の著しい低さ、幹部職員の監督能力の不全と、それに伴う一般職員の不信感とか、やはり、およそこういう現場であってほしくないようなことが総括として、要因として書かれているんですが、そもそも何でそんなあり得ないことが起こってしまっているのか、職員の人権意識が著しく低いとか、幹部職員の監督機能が不全になっていたり、一般職員が幹部職員に対して不信感を増幅しているなどという事態が、広島少年院という施設の中でどうして起こってしまったのか、あるいはこういうことというのは本当に極めてごく一部の広島少年院だけに当てはまる問題だったのか、そうであったならばどうしてなのか、そうでないとしたらどうしてこういったことが起こるのかというところこそ、もっともっとしっかりと検証し、深めていって、それに対する対策を私たちは考える必要があるのではないかなというふうに思うんですね。

それに対して御意見を申し上げたところ、事案の背景とか要因等を検討して、適正な処遇実

施につなげていくことを望みたいという言葉を入れていただいておりますが、ちょっと私としてはこの言葉はすごく弱くて、もっと徹底的に、どうして先ほどの1から4なんていうことになってしまったのかということの検証とかは、いろんな方々の御意見を踏まえて、もっと徹底的に分析していく必要があるのではないかと、もう少しトーンを強めていただきたいなど、そんなふうに思います。

○石附委員 私の実感としては、広島少年院の検証というのは、この場ではちゃんとしていなかったという印象の方が強いんです。ですから、今後、こういうふうになったという書き方をすると、十分、検討したという結果になりますので、そのところはまだ検討ができていないということが分かるようにというのか、例えば、当事者間、つまり少年と教官との間にどんな関係があつて、どういうことがあつて、法務教官の特性がどうであつたからこうなつたのかというのが分からないと、今、影山先生のおっしゃつた、そこだけに起こっていることなのか、今後も起こる可能性のあることなのかということが全然見えてきませんので、やっぱり検討できなかったとか、何かそういう部分を入れていただければありがたいと思います。それができなかったのはなぜかといひましたら、まだ、裁判が確定していなかった状態だったから、その段階ではできなかったんだということでも構わないので、ここではしなかつたということを確認した方が後々いいんじゃないかと思ひます。

○廣瀬委員 ここは私ももう少しちゃんとやっていただきたいと思ひます。本来、この会議はこの問題を詰めるために始めたといういきさつがあります。ある意味では、我々の職務怠慢と言われても仕方がないような面がある。そこはこういう事情でということを指摘して、それから、本来、もっとやるべきだということもきちんと明らかにしておく必要があると思ひます。

○岩井座長 それでは、どういたしましょうか。

○広田座長代理 具体的な直しは事務局と相談してやつた方がいい。

○岩井座長 そうですね。本件事案に係る裁判が一部、なお係属中であることをも考慮し、本件事案についてさらに詳細な調査・分析を行うことはしなかつたが、今後、時期を見て公判結果を含め、事案の背景等を検討し、適正な少年処遇の実施につなげていくことを望みたい。もう少し強く解明が必要であるというような文言を足すということですね。

○広田座長代理 表現の仕方は多分、いろいろできると思ひるので、それはここでやっていたら切りがなくなるから事務局と相談して、もうちょっと強く出すということでもよろしいかと思ひます。

○石附委員 この会議の趣旨、目的がそこから始まつたという出発点がありますので、それを

ここへ入れれば、いいんじゃないかと思いますが、その割には、それを十分検討して、結果を踏まえるというふうにはできなかったということがやはり、今、振り返って、私は非常に胸の痛い思いになっています。

○岩井座長 それでは、次の回までにここの書きぶりは考えたいと思います。

では、この件はこれでよろしいでしょうか。

次に、最近の少年の特性等につきましてヒアリングの結果等を参考に、発達上の問題を抱える少年や虐待被害のある少年が増えているとか、それから、このような事例が増えているというふうなまとめをしておりますが、このような表現で差し支えないでしょうか。何か御意見はございますでしょうか。

○廣瀬委員 僕はこれでいいと思います。

○影山委員 一応、広田先生の御見解をお伺いしたいんですが、家庭環境面では父母間の葛藤や経済的苦境などを背景に、子供を守り育てるといった家族としての機能が低下しておりというふうに断定的に書いている、このあたりはこれで大丈夫なんでしょうか。

○広田座長代理 厳密に言うと、機能が低下している家族が目立つとか、そういうのが正しくて、家族全体がだめになっているわけではないとは思いますが、では、そう直しましょうか。

○岩井座長 低下している。

○広田座長代理 強まっている家族もあるんですよ。機能が低下している家族も目立つようになっているとか、そういうような。

○石附委員 というのか、矯正教育というのを必要とする少年の中にはそのような場合が多いということではないでしょうか。

○広田座長代理 そうなんですけれどもね。家族全体の機能が低下しているという話ではない。

○石附委員 全体が低下しているというふうに言ったらだめだということですね。

○広田座長代理 では、そこは少し直すと。

○岩井座長 少し表現を直したいと思います。

ほかにこのところはよろしいでしょうか。

それでは、次ですが、特に繁忙を極める処遇現場では、第一線職員による人権侵害や不適正処遇の起こるおそれが常にあり得ることを認識し、人権意識の一層の向上に努める必要があるという表現をしておりますけれども、これでよろしいでしょうか。職員の確保・育成上の課題のところでは何か問題はございますか。

○廣瀬委員 さっき、冒頭に言ったこととも関連するのですが、人権侵害、不適正処遇の危険

というのは、忙しさもあるでしょうが、むしろ、収容し、規律を維持し、保安を確保し、強制的な働きかけや指導をしていく、そういう矯正教育の特徴の中に本質的に内包されているというような指摘をした方が、正確なのだろうと思います。

○津富委員 ちょっとずれますけれども、忙しさのせいにするのはどうかなと単純に思います。

○岩井座長 最初に、収容施設という特殊な環境においてという言葉がありますけれども。

○影山委員 これをわざわざ加えると、何か言い訳がましい気がします。

○岩井座長 しかし、やっぱり職員の声としては、繁忙を極めているのだという声が多かったように思うのですけれども。

○津富委員 繁忙はそのとおりですが、ここの文脈に入ってくると、言い訳に聞こえると思うんです。だから、どこに入れるかだと思うんですよね。別のところに、一要素としていうと入れてもいいと思うんですけれども、収容ではなく、そもそも、教育が、本質的にそういう契機を持っているということを、そこをむしろちゃんと、書いていけばいいんじゃないでしょうか。

○広田座長代理 そのとおりだと思います。教育が常にある種の行き過ぎをしてしまう可能性という部分はきっとあるんだと思いますね。

○岩井座長 では、ここも表現を考える。繁忙を極めるをちょっと引っ込めるだけでいいんですかね。

○広田座長代理 ちょっと事務局と相談して、良い表現を考えるということで。

○岩井座長 では、少しここはまた表現を考えておきたいと。

では、次に移りまして、処遇環境、執務環境について、矯正研修所の研修環境についても、施設設備の老朽化が目立つなど改善を要するものがあると、研修所の改築への言及を追加いたしておりますが、皆さんもここに入れることについて、特に差し支えはありませんでしょうか。よろしいですかね。

ほかに処遇環境、執務環境の問題などについて御意見はございますか。よろしいですか。

では、次に移りたいと思います。基本的理念につきましては、様々な御意見もあり得る部分ですけれども、少年矯正のよって立つ理念とは、成長・発達を支援することと簡潔にこのような表現でまとめていますが、よろしいでしょうか。

○石附委員 矯正教育ですので、社会の健全な一員として円滑な社会生活を送ることができるように非行を抑制するというのが矯正教育の目的ではないでしょうか。その辺はここへ入れなくてもよろしいんですか。社会の健全な一員として円滑な社会生活を送ることができるように、具体的には矯正教育というのは再犯防止とか、何かそういう問題が課題になっているのであつ

て、矯正教育の特徴を少し強調してはだめでしょうか。

○廣瀬委員 全く同感で、非行性あるいは問題性といってもいいですけども、それを解消あるいは低減させていくというのが入らないと、ちょっと矯正教育の特徴が出ていない気がしますので、それはぜひ入れておいていただきたいと思います。

○広田座長代理 2つ目の柱のところに再非行の防止とか、そういうのはありますけれども、5つの柱の前の理念のところに、それをもうちょっと入れた方がよいというふうなことですか。

○石附委員 細かく入れなくてもいいんですけども、概念としてというのか、理念として一つ、入れていただきたいです。

○広田座長代理 目的は再非行の防止なのか、健全育成なのかみたいな、また、難しい部分もありそうな気がしますが。

○石附委員 再非行を防止して健全育成ということ。

○岩井座長 健全育成の文言は入っているわけですね。

○廣瀬委員 そうですが、少年矯正で非行性の解消を図ることが目的ではないという説はないのではないかと思います。そこは異論がないのではないのでしょうか。

○毛利委員 「少年の最善の利益のために非行の低減なり、抑制なりを図り」とか入れるといんじゃないですか。文言はお任せします。

○岩井座長 少年法は健全育成だけしか書いてないのですが、少し敷えんするような言葉を入れられるか。

○広田座長代理 基本的に入れたいと思います。

○岩井座長 今後進むべき方向というところもよろしいでしょうか。

次に、では、よろしいですか、第5の「具体的提言」の方に移りますが。

不服申立制度のところ、不服申立てを行える制度を整えるべきとした上で、各委員から出された意見も記載しましたが、このような表現で差し支えないでしょうか。かなり不服申立制度については御意見をいただいて、付け加わっている部分が大分あります。

○石附委員 よろしいでしょうか。それでは、時間もないので私の方から、今日、意見書を出させていただいておりますので、保護者のことも一緒に書いておりますので、不服申立てにおける意見のことも保護者との連携とを重ねてちょっと申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、この意見書を御覧いただきたいと思います。先ほどから既に議論が進んでおりまして、細かな点を申し上げるということもできませんので、重点的に検討することが必要では

ないかと思ひまして、今日は不服申立制度の整備ということにつきまして、もうちょっと丁寧な議論をさせていただきたいと思ひ、意見書を提出しております。

この提言書ができるまでに時間をかけて、本当に苦勞していただいて早くに作っていただいておりますし、私の読み方が粗っぽく、資料が十分でもございませんし、十分、検討して発言しているわけではありませぬので、もっと御意見がありましたらおっしゃっていただきたいと思ひますが、一番最初に迅速に処理をするということにつきまして、かねてから申し上げていたことなのでございますが、少年事件と申しますのはやはり少年院に在院する期間も少ないわけですから、できるだけ迅速に処理して、結果を教育に反映させなければいけないということがあると思ひます。

少年が教官から暴力を受けたケースにつきましては、特に迅速に処理をしないと少年がいつまでも立ち直れず、処遇の計画に乗っていけないということがあるかと思ひます。そのため、不服申立ての書面や様式、あて先を統一してしましますと、全部、法務省へ参ります。お忙しい法務省でそれを全部取り扱うのは、特に大変なことなのではないかと思ひますし、特に急ぐべき事案が迅速に処理されないのではないかとということが心配されます。

行刑改革会議提言というのがインターネットにも載っております、その中でも不服申立てが処理できなくて、非常につまづいていることが明確に書かれております。そして、情願については違法または不当な処分等に対する不服とその他の苦情を区別していなかつたことが、長期未済に陥る原因であつたというふうに提言されております。現在の刑事収容施設法の3つの不服申立制度の審査できるルートを確保すべきであるという提言ができておりますので、私どももせつかくここで検討しているわけですから、そのような同じわだちを踏まないために、行刑改革会議でなされたことを生かさせてもらうというか、参考にして、もうちょっと早く対処できるような手だてを明確に制度化するべきではないかということをおもひました。

特に教官による暴力などは迅速な処理がないと、処遇効果に反映できません。いたずらに身柄を拘束しているだけということになります。それが大変でしたら、少年自身が、前も申し上げたんですけれども、自ら自分でこんなに急ぎますと言えるような環境を作ることも必要ではないかと思ひます。少年の発達段階をおもひましても、教官から暴力を受けたかどうかの選別ぐらひはできるでしょう。そして、迅速処理を要するものとして不服申立てされた方が、それを受け取つた担当者にとつてもやりやすい、インテークがしやすいのではないかと思ひます。ですから、そういう意味では、この制度化ということをもう少しきちんとおもひていきたいと思ひております。

それから、その次にこの会議では余り出なかったのですが、実際には在院者同士の重大な事件・事故というのが、結構、起こっております。私もそれを聞いておりますので、それをもうちょっと少年自身で外部へ訴えられるような制度を構築すべきではないかということを考えております。集団生活を基本とする閉鎖的施設である少年院においては、少年同士のいじめなど深刻な問題が発生するおそれがあります。

現に発生しているというのを私も聞いております。それは1つや2つではないと思います。こういうことにつきまして不服申立制度のルートに乗せて、少年院の外に訴えられるような制度も構築すべきではないかと考えます。これは、この有識者会議で余り議論にならなかったところですが、非常に強く考えてきたところでございます。少年同士の事件とか事故につきましては、迅速に審査すべきとして少年に選別できる機会を与えるということが必要なのではないかと考えておりますし、与えるべきであると考えております。

その次に、保護者への通知制度、保護者の不服申立権などについてですが、少年には基本的に法定代理人というのがおります。これが保護者ですし、親権者であり、そういう代理人がいるわけですから成人と全く違うわけです。少年法上でも保護者には付添人選任権や抗告権などが与えられる。保護者の地位が明文化されております。少年院においても何らかの形で保護者の地位を明確化することが必要なのではないかと、会議の席でも申し上げていたのですが、それは今も感じております。だから、保護者にも不服申立権を付与することが検討されても、だから、保護者あるいは代理人、弁護士ということも考えて、そういうことを何か制度化しておかないと、単に少年ができるんですよということを入所時に保護者に通知するだけでは意味がない、つまり制度が生きてこないと考えております。

それから、再審査制度、これは弁護士会からもお話が出ておりましたので、また、後に記載もしておりますので参考にさせていただいて、時間がございませんので、この辺にさせていただきます。以上です。

○岩井座長 どうもありがとうございます。

在院者間の事故等への対応については、やはり不服申立制度とは違った形で、そういうことを申し立てる制度を作るというふうなことを入れておりますが、それでは足りない。

○石附委員 これはすごく処遇に大きく影響することですのでもうちょっと同程度に、しっかりした制度としていただきたい。

○岩井座長 それから、迅速な処理については廣瀬委員からも御意見が出ているようです。迅速処理を意図して不服申立てから裁決に至るまでの努力期間を設けるべきであるとの意見もあ

ったというところに書かれておりますが、いかがでしょうか。

○廣瀬委員 この問題も少しきつい言い方になるのですが、広島的事案を受けて透明性を確保する、問題を早期に発見し、なぜ対応できなかったか、その一つの原因として不服申立てが機能していなかったということが出ているわけです。そうすると、この点は、この会議でメインの問題として取り上げ、きちんとやらなければいけなかったと思うのです。私にも責任があるので、責めるわけではないのですが…。内容的にはかなり盛り込んでいただいたのですけれども、「意見もあった」ではなくて、それぞれの意見の内容をきちんと紹介する形にしていただかないといけないと思います。恐らくこの点は立法段階になってもいろいろと問題になり、かなり議論が出ると思われれます。そういうときに、我々のした議論が反映し、生きるということに意味があると思うのです。詳しく出しておくとはいろいろと大変だろうとも思うのですが、前提なしに議論していくよりは、きちんとここで出た議論を整理しておいた方が、結果的にも良い方向に進むのではないかと思います。

○影山委員 私の意見を文書に書きましたので、御確認いただきたいのですが、そもそも3つの不服申立制度が大人の刑事施設にはあって、子供もそういう不服申立制度を例えば去年9月から法律ではないけれども、作りましたよとか、概略、そういうふうに言われていても、多分、よく分かっておられる委員の先生もおられると思うけれども、私も含めて大人の不服申立制度は現実にはどういシステムになっていて、例えば3つの制度というのは3つの書式は全然違って、大人は全然違う書式を自分でセレクトして出しているのか、出した後、どういう人たちがどういうルートで判断をしているのか、どのぐらい時間がかかるのか、委員の先生方にも少しきちんと説明をしてほしいなど、現実にはどうなっているのかなというのが。

聞くとところによると、今、石附先生がおっしゃったように、大人のように3本の制度を仮に一本化したときに、インテークが全然できずに、私の聞いたところだと申し立てしてから結論が出るまでに、大人の場合だと1年以上かかっているなどというふうなことを聞いたりもするわけですよ。少年院でそんなことが許されるはずはないわけですよ。1年もかかっていたらもう出院してしまいますから、我々が多分、想定している一本化してインテークして、事務局の方の提案の一本化というのは、子供はどの書式で、どれで出せばいいかは確かに分かりづらから、どれでもいいから、とにかく不服があったら言ってよと。あと、大人の方でちゃんと色分けするからねというのを私はそれが本当に機能するのだったら、それでもいいかなとは思っているんです。

だとしたら、インテーク機能も物すごく重要で、これは1か月だって時間をとるべき話では

ないと。例えば結論は、2、3週間で結論を出すにしても、今日、明日、すぐに現場に入るといふようなケースだって、多分、あるだろう。そのぐらいのインテークをしっかりと少年院の場合は大人たちがやるんだ、そういう制度設計をするんだという前提で理解しております。だけれども、現実にはそんなふうにはなりませんよなんていうことを言われてしまったら、1年かかるんですなんて言われたら、こんな制度は反対だということを逆に私は言わざるを得なくなる。

そうすると、大人の制度はどうなっていて、去年9月からの、訓令で行われている3つの制度というのは、どんなふうに行っているのかということをもうちょっとちゃんと教えていただいた上で、それが機能するのか、それとも不十分なのかということを実はここで議論しないと、なかなか良い方向性というのを申し上げることはできないのではないかなというふうに思うのが一つです。だから、できたら事務局からそういう説明がほしいと思っています。

それから、できるだけ子供たちは、例えば進級の問題とか、成績評価の問題であるとか、あるいはそもそも教官との間ではかなり綿密な心理的交流があるということがありますから、なかなか不服だと思っても言いにくい、あるいはそもそも不服だと思っていいいのかどうかだって、どんなにひどいことをされていても我慢する体質というか、それが自分にとっては嫌なことなんだ、人に文句を言ってもいいことなんだと子供たちがなかなか思えないような、そういうふうな子供たちが少年院に来ているということを考えると、子供たちの不服というのを本当に大人の方から、無理やりにでも吸い上げるぐらいの気持ちで吸収するいろんなあの手、この手を制度的には考える必要があると思っています。だから、アンケートなんかも本当に有効なものだろうと思うんだけど、例えば不服申立てをするときに、必ず書面で子供は出さなければいけないじゃなくて、職員が聞き取って、口頭で申し立てて職員が聞き取って、職員が代筆してあげる形も含めて、いろんな申し立て方法がオーケーというふうにしてもいいのではないかなというふうに思います。

それから、在院者同士のいじめとか事故だとかいうふうなことだって、子供たちはとにかく自分にとって不満だ、不服だということを、これは先生に対する不服じゃなくて、ほかの子に対する不服だから、この制度では言うてはいけないんだなんていう、それこそセレクトはなかなか難しいと思いますから、子どもがちゃんと在院者同士のひどいいじめを受けているとかいうことであっても、ちゃんと不服申立制度で聞いてあげて、そこはしっかりインテークして解決を図ってあげるような仕組みがあってもいいのではないかなと。

一番恐れるのは、確かに在院者同士の事故への対応については、今ある制度で十分やれます

よというふうなニュアンスに受け取れますが、少年院が場合によっては外に知られることを恐れて、中だけで処理をしてしまうというふうなことが一番あってはならないことだろうと私は思っているんですね。そういう意味で、在院者同士のトラブルに関しても、しっかりと少年院の外に問題が明るみになるような仕組みというのを考える必要があるのではないかなと思っております。以上です。

○岩井座長 事務局から、少し成人の不服申立ての現状について、参考のため御説明いただけますか。

○矯正監査室長 矯正監査室長の久野でございます。成人の方は、審査の申請、事実の申告、苦情の申出という3つの制度がありまして、そのうち、審査の申請につきましては信書の発信、受信の禁止措置、懲罰が不当だとか、そういった権利性のある処分を対象にしています。それから、事実の申告というのは違法な有形力の行使を受けたとか、違法・不当に保護室に収容されたとか、そういう実力行使のようなものを対象としております。また、苦情の申出というのは何でもありというか、自己の受けた処遇であれば何でも申し出ることができるというものであります。処理期間につきましては、すべてが1年を超えるというわけではなくて、法務大臣の処理する再審査の申請と事実の申告につきましては、これは二審の処理であります。1年を超えるというもののほうが少ないです。ただ、法務大臣あての苦情の申出の方は、年間に4,000件を超えるような件数がありまして、こちらの方の処理は1年を超えるものも多々あるというような現状でございます。

では、少年の方はどうなのかということですが、10月末現在で、申出の件数というか、枚数が158件あって、それから、事項数、一つの申出にも、2つ、3つ書く少年もいますので、件数自体は187件ということになっているんですけども、処理済みのものについて、その処理の平均の日数というのが、今、120日でございます。120日というと4か月なので、長いんじゃないかなと思われる委員の方もいらっしゃると思うんですけども、平成22年4月1日以降に受理したものにつきましては、33件ありますが、これにつきましては平均が90日ということで、おおむね3か月以内では処理できるというような体制ができております。

では、具体的な処理は、今、どうやっているのかということですが、少年の方から苦情の申出が法務省の方に送られてきますと、法務省矯正局矯正監査室の方で中身を確認します。ただ、少年の場合、訴えの趣旨がなかなか分かりにくい。いろんなことを書かれているお手紙のようなものもありまして、その中身をまず担当の方でよく見まして、それでおおむね1週間以内に

内容を特定して、矯正管区の方に調査指示を出します。

その調査指示といいますのは、例えば、少年の行動観察とか、それから、お医者さんの診療録とか、そういった書面を、こういった書面が必要ですよというものを取り寄せるようお願いしたり、場合によっては、今、話題に出ておりますような職員が少年に対して暴力を行ったと、そういうものが疑われるような内容であれば、矯正管区に指示して、すぐに管区が調査に入るというような対応をとっております、まず矯正局で内容を見極めて、急ぐべきものは急いで対応するという指示を出しているという状況でございます。

そういったことでありまして、事務を担当している者の立場として申し上げますと、なかなか趣旨が分からないものが多いので、やはり少年に選別しなさいというよりは、何でもいいからとにかく自己の受けた処遇で不服があるのであれば書きなさいと、書いて出てきたものをこちらの方で中身を確認した上で、迅速な調査指示を出すというのが合理的なのかなという感じはいたします。

それで、矯正管区の方から、おおむね1か月、2か月ぐらいで調査の回答が来ますので、それをまた矯正局の方で中身を見まして、足りないものがあれば、また、追加の調査指示を出したり、管区職員が現地に行って少年に面接をしたり、職員に事情聴取をする必要があるようなものであれば、そのような指示を出すということで、これまでの平均ですと4か月程度、それから、最近の状況でいけば3か月以内に少年に通知をするという対応となっております。少年の在院期間というのはおおむね1年ということもございますので、なるべく早い処理をしなければいけないと考えており、さらにスピードアップを図るように努力しているというような状況でございます。

○参事官 もう一点だけ付け加えさせていただきますと、今、話があったように苦情が来て管区の方が調査に入るわけですけれども、そこで影山先生のおっしゃったような職員による暴行といった重大な事案であることが分かれば、行った人が分かる場合は分かりますので、そのときはあつという間に局まで報告が上がります。したがって、場合によっては、捜査とか、告訴、告発も含めまして、その時点で対応を検討して、即断できるという体制にはなっているというふうに理解していただいていいかなと思っております。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

○徳地委員 よろしいでしょうか。もう一点、お尋ねしたいんですが、今、石附委員からの書面にあったんですが、在院者同士の重大な事件、事故等ということが書かれているんですけども、具体的に少年院の場合、重篤な事件、事故等があった場合、それを事件として送致す

る件数というのは、どのくらい年間を通してあるのでしょうか。具体的な数がありましたら。
○少年矯正課長 正確なデータは持ち合わせておりませんが、最終的に告訴、告発まで少年同士の事案でいくケースは多くはないと思っております。少年や保護者の意志を尊重することや多くの場合、これらを契機として指導を継続するという、施設の特性も背景としてあるのかもしれない。

○廣瀬委員 少年院側としては、そういういじめや少年同士の間で不適切なことがないように、管理し、在院者の安全を確保する責任があります。学校もそうですけれども、学校の中でのけんかの場合、子供同士がやっただけだから、学校に責任はないということでは済まない場合もあるわけです。少年院は学校以上に収容少年たちへの拘束性は強いし、管理も強いわけですから、もし、教官とか施設が少年同士の問題を知り、あるいは、知り得る場合に、適切な対応をしないということは、その不作為自体が問題にされることがあり得ます。したがって、事情によりますが、重大な場合や問題がある場合には、不服申立ての中に入ってこないとおかしいわけです。

そういうことも含めて、本質的に重要な問題であり、正規の申立て自体に含まれてくるべき問題だということを理解し、制度設計を考えなければいけないと思います。

保護者の問題についても、最近ではモンスターペアレントとか、いろいろなこともあり、なかなか位置付けは大変で、マイナス面も大きいと思います。しかし、石附先生がおっしゃったように、抗告権さえある、親権もある、法定代理権もある人たちだということ、そういう権利性の問題に加えて、少年矯正が施設の中で完結するなら別ですが、少年は出院の後、親と一緒に暮らしていくのが普通でしょう。そうすると、そこでうまくいかなければ少年は立ち直れないわけですから、施設の中でも親子関係をよくするということが大事なわけです。特に今後は少年院の教官が、例えば仮退院中の子にアプローチしようという話も出ているわけです。そういうことも考え併せると、保護者との信頼関係の構築ということは少年の立ち直りのために非常に大事になります。

このように少年・保護者の権利擁護的な側面だけではなくて、実効性のある矯正保護ということを見ると、保護者の位置付けをきちんとし、ある程度の関与を認めておく必要があります。ただ、いろいろな問題もあり得ますから、例外として、問題のある保護者には対応できるという形にする必要もあります。そういう留保をつけながら、保護者の位置付けを制度設計の中で検討しておくことは必要だと思います。

○石附委員 大学でも昔は休講になったら喜んでいたんですけども、親が文句を言うてくる

時代です。それで、保護者に成績表を送るのが割合、制度化されています、大学生のひげが生えた人に対してでもなのです。そういう意味ではやっぱり保護者に対する見方というのは、社会全体で権利の主体としても考えられるようになっていないかと思しますので、その辺は何か少年院へ預けたら、それでいいやという保護者の認識を改めて、自分が預けているんだという自覚を持ってもらうためにも、懲戒処分なんかは特に在院期間と関係してきますし、少年の人権とも関わってくることで、しっかりと通知をすることを義務付けるというか、制度化することが必要ではないかと思えます。

○津富委員 基本的には賛成ですが、気になったというか、それで、ちょっと言い方を変えた方がいいのかなと思ったのは、在院者間のことは不服申立てという言葉がなじみにくいんだとすると、人権侵害に対する救済の制度とか、そういう表現にした方がなじみやすいのかなと思ったのが1点目です。もし在院者間のものも含めるなら、廣瀬先生が言われたとおりと思いません。

それから、保護者の話が出ていたんですけども、国際規則を見ると、不服申立てに当たって、家族、弁護士、人道主義的グループ等々の援助を要請する権利というのが書いてあります。代理までしてもらえろという意味かどうかは分からないんですけども、不服申立てを一人でやらなくていいんだよということだと思います。家族、弁護士、それから、多分、アムネスティとか、そういうところでしょけれども、そういうところの支援を受けられることが権利であるという書き方になっているんですね。こういう点も必要だと思います。

あと、最後に石附先生が言われた点と関連しますが、以前、申し上げたところですけども、少年の健康状態が悪化したりしたときには、保護者に知る権利があるといった、本人に重大なことが何か起きているときには、保護者に知る権利があるということを定めた方がよいと思います。

○広田座長代理 迅速さが必要で、それで、いじめも含めていろんなことを拾わないといけないという、そこもなるほどと思って、そうすると、でも、よく分からないのはどこまで提言書の中で書くのかという、いろんな意見があったというふうなことをきちんと書いていけばいいのか、何か前は法務大臣等に提出する形の案で、何かシンプルにしましょうみたいな話で考えていましたけれども、もう少し多様な意見があるから、きちんと考えて作るべきといった、そういうふうなことを盛り込むことになるんですかね。

○廣瀬委員 抽象化すればそういうことなのですが、ただ、1行ずつ、こういう意見があったというだけでは、余りに意味がないので、もっとそれぞれの意見の粗筋をきちんとまとめて記

述する。ここで多数決をとって一つにまとめるところまでは、多分、今日中には無理で、それは我々の責任でもあるので、そこまで詰められないのは仕方がないと思います。しかし、それぞれの意見の趣旨と理由と概要をまとめて盛り込んでいただくことは、少なくとも必要ではないかと思います。広島の問題を扱うとすると、この問題はメインの一つであり、薄くすることはできないという気がするのです。

○岩井座長 それでは、石附委員の出された御提案を不服申立制度に盛り込むということで、特にこの点については反対だというような御意見はございませんでしょうか。それでは、我々の意見として不服申立制度にかなり書き込んでほしいと、書き込みたいというふうなところでまとめてよろしいでしょうか。

○広田座長代理 全体は良いと思いますけれども、僕が個人的に思うのは、中の出来事に関して保護者にきちんと情報が伝わらない中で、申立制度だけを作ると、何かすごく変なことが起きてしまうような気がするから、なかなか微妙な問題かなというふうなことは思いますけれども。

○廣瀬委員 それはセットになっているのではないですか。石附先生の御意見でも通知はちゃんとしろということが指摘されています。

○広田座長代理 でも、何がどう起きているかというのは、普通はよく分からないものですよ。

○石附委員 少年の保護者に対してはつまびらかにしてゆくことが必要なんじゃないかと思えますけれども。

○広田座長代理 学校で起きるトラブルとよく似ていて、子供は体験しているんだけど、親はどういうものなのか、よく分からないというふうな部分があるから難しい。

○石附委員 それを例えば面会の際に子供が訴えただけで、親がそれを信じて帰りますと、矯正教育の効果というのは上がらないと思いますので、客観的な情報というのも保護者に伝えることも義務化した方が矯正の処遇効果が上がるのではないのでしょうか。保護者の協力というのか、関心を持って主体的に自分の子供の教育にかかわる姿勢を出すためにもそれが必要だと思います。先ほど廣瀬先生がおっしゃったように、モンスターペアレントが今、世の中にいっぱいおりますので、それへの対応のための人員が一人要るわということになるかもしれませんけれども、それはそれで求めるしかないと思います。

○影山委員 追加でちょっといいですか。大分、まとめに入っているような感じがするものですから、ちょっと私の書いた部分でも、石附先生の中にもありましたけれども、再審査制度、これに関しては再審査制度を構想する意見などもあったと、「など」もあつたの中に入れてい

ただいている感じなんだけれども、私としては本当に大人の場合だって、再審査制度は絶対にあるわけですから、申し立てたけれども、通らなかった、はい、それでおしまいではなくて、やっぱり再審査制度は必要だし、大人の場合には再審査制度には法務大臣の直轄というか、委嘱を受けた第三者審議会があって、その意見を聞いた上で結論を出しているんですよね。やはりそういう制度は子供の場合、迅速だから、ちゃちゃっとやっちゃうんだというんじゃなくて、再審査制度と第三者審議会のセットにした制度構想というのは、当然、あってしかるべきではないかなというふうに思います。

それと、あともう一点、私の意見で申し上げたのは、現在の院長申立制度は一層充実を図りつつ、継続をさせるべきであると、こういうふうにまとめていただいているんだけど、現在は多分、訓令等でやっているわけだけれども、これも少年院法なんかで書いていかれる方向性のようにお伺いはしています。私は今の訓令の書きぶりというのは、院長は少年の話を知ることができるみたいな書き方だったように思うんですね。だから、少年に別に院長に話を聞いてくれと言える権利、権限があるわけでも何でもないような書きぶりなんですけれども、むしろ、少年院長たる者、子供たちの様々な意見というのを聞く努力義務みたいなものがあったとしてもいいのではないかと、そういうふうな院長の権限というふうな形で残すのではなくて、例えば少年院長は定期的にアンケートを行う等して、在院者の率直な意見を聞く努力義務があるんだというふうなニュアンスの、より高めた制度に院長申立制度もすべきではないかなと、そんなふうに思います。

○岩井座長 どうぞ。

○津富委員 今、ここでは、権利を保護する意見が多いですが、若干、一つだけ気になるところがあります。不利益取り扱いの禁止というのが入っています。もちろん、ちゃんと一生懸命申し立てていることを、不利益に取り扱っては当然いけないんですけれども、明らかな虚偽、しつこくクレーマーみたいな申立てがあるときに、禁止規定がないと、行政の側が仕事がしにくくなって困るんじゃないかと思うんです。例えば、私の大学で、セクハラ、パワハラ等の規定を検討していますが、案には、虚偽申立ての禁止という事項が入っています。そういうのがあってもいいのかなと思います。

○廣瀬委員 今の御意見には賛成です。少年院も刑務所も、そういう問題は相当数あり得るのだらうと思います。それに対応できる、歯止めになるような条項、例外規定などを適宜に設けることは一向に構わないし、必要だらうと思います。

○影山委員 今の点でいえば、例えば簡易却下制度みたいな、どんなのも重たく全部、手続を

重層構造でばっちりというよりも、明らかにというのもどうしてもあると思うんですね。そういう何か簡易却下制度的なものも、ちょっと構想してもいいのかなとは思うんですけども、早目に手続から外して、もちろん、再審査をやりたければやってもいいですけども、そういう場合でも、早目にとにかく一時的な判断というのは簡単に済ませてしまうと。本当にやるべきところをちゃんと時間をかけてやっていくというふうなインテーク機能、これをちゃんとできるように制度設計する必要があるかなと思います。

○石附委員 一々法務大臣まで上げなくても、管区で選別するものと、それから、大臣まで上げるものと、例えば情願処理体制なんかでしたら、よほど不当な処分に対する不服と苦情とに分けて対応していますけれども、そういう感じで分けてするということはだめなんでしょうか。

○矯正監査室長 実際に成人の場合でも、必ずしも制度に対応した的確な申出があるわけではなくて、結構、不適合な場合が多いんです。少年の場合は実際の申立てを見ると、非常にあいまいで漠然としていて場合によっては感想で、成人の苦情の申出ですと、感想は不決定なんです、門前払いなんですけれども、ただ、少年の場合、一見感想っぽく見えても、中にそれなりの自分が受けた処遇に対する不服がある可能性もあるので、そこは慎重に中身を見て、幅広にとらえて調査をした上で、実際に申出自体がどういうものか、調査の結果、申出自体をもう一度見直すという作業を行っております。大人であつてもなかなか的確な訴えが少ない実情を見ますと、さて、入り口で仕分けしなさいとか、選びなさいというのは現実的になかなか厳しいのかなというのが正直な感想です。

それから、管区の話ですけども、審査の申請と事実の申告については管区が第一審ということになっているんですが、二審制をとると、管区での調査・処遇の時間、それから、本省へきて法務大臣の名のもとに行う調査・処理の時間というものがあって、両方を合わせると、やっぱり相当の時間がかかってしまうということを考えると、両方をやるのはなかなか難しいかなという気がします。

実際に、今、少年の苦情の処理をする場合でも、法務省矯正局と管区とで一緒にやっております。実際に実情を調査したり、少年に面接する場合には、近くにいる管区の方が対応しやすい場合もございます。ということですので、先ほど説明した暴力とか、緊急に処理しなければならない案件は、まさに管区にすぐ調査に行ってくださいということで、すぐに行って少年に会ったり、職員の事情聴取をしたりすることができるので、実際には管区と法務省とが一緒になってやっております。管区の身近なところにいる良さと、それから、法務省の施設から一歩離れた中立的な立場でやれる良さを合わせてやっております。

それから、在院期間も考えますと初めに管区というよりは、法務省でまず受けて、その処理に当たっては管区と協力してやって、というのがよいような気がいたします。これはあくまでも実務を行っている上での感想ですので、制度としてどうかというものはちょっと切り離して、実務をやっている上での感想ということですが、そんな気がします。以上です。

○石附委員 短期処遇というのがございますね。その中で不服申立てが出ないとは限らないですね、そういう場合は、在院期間が6、7か月ですよ。それで、3、4か月かかっていたら、何をしているんだという話になりますし、今、私が申し上げたかったのは、今、二重でやっているというのか、両方が連携してやっているというお話だったんですけども、それぞれが独立して判断できるような方法というのはないだろうかということです。多分、それをすると、管区によってばらつきが出るとかということがあるかもしれません。その辺は矯正局で目配りしていただいて、そういうものは管区で処理するという体制を作っていくことは無理なんですか。

○矯正監査室長 無理かというは無理ではないと思うんですけども、実際の訴えの件数が今まで14か月で申し出件数が208件出ておりますので、一月当たり15件程度ということになります。管区が処理する件数というの、管区によっては1件、2件というところもあり、なかなかノウハウが育ちにくいところがあるのが実情だと思います。そうしますと、ある程度、法務省矯正局の方でコントロールしていった方がよいのかなという感じはいたします。管区でやるのが不可能とは申しません。

○廣瀬委員 制度設計の問題は、立案、改正、運用上、一番うまくいくようにというか、迅速処理、適正処理ができるという形にさせていただけばいいのです。こういう議論になっているのは、前提となる情報を今まで十分にはいただけなかったもので、我々が想像しているいろいろ言っているわけです。それがシステム全体の実情に即して一番うまくいくように、我々の言っているような趣旨に沿うように制度設計していただければ、それはそれで私は結構だと思います。

○総務課長 ちょっとすみません、総務課長ですけども、今、成人の方で遅れている理由は何かというと、処理する人間が少ないことです。また、管区の方にとりか、そういった話もあるんですけども、管区も実は事情は同じでございます。本省から調査指示をする場合も、管区の方は処理をしながら調査にも行くわけですから、ほとんど人がいなくなります。そういった状況もあって、体制が整えられないというのは、能力よりも量の問題だろうと思います。どうしてもある程度、人的な体制を整えませんと無理があるんです。

一方、矯正局の方もいろんな工夫をして、集中処理をしようとしていますけれども、それでもやっぱり幾ら頑張っても、先ほど先生がおっしゃいましたように1年以上かかるというのは、

そういった理由がございます。

○毛利委員 今、聞いたことが本当にこの会議にとって必要な情報だったと思うんですけども、今までずっとやってきて迅速に処理するとか、もう一つ、身内で処理できるのかという問題があって、例えば今のような事情があるんだとすれば、例えば各矯正管区で弁護士会に嘱託のような形で、そういうことを処理する人を頼んで、各少年院、各県弁護士会で一人ずつぐらいいお目付役を作るといことはできないですか。そうすると、幾らか客観的な評価ができるし、例えば不服が一つ出たときに、一つは本省に行って、一つは管区から弁護士会というふうにならないですかね。

○廣瀬委員 直ちに弁護士に持っていくとなると、少年院の中の日常的な処遇、雰囲気とか本人の問題などがよく分からない人が担当する可能性もあり、実情に合わない対応をすることになる心配もあると思います。再審査などであれば、それは考える余地もあるのではないかと思いますけれども。

○岩井座長 かなりいろいろな意見が出されまして、そして、皆さんから意見書も出ておりますので、何とか最終回までに別途、引き続き検討しまして、意見集約をしたいと思います

○影山委員 意見書の中にやはり不服申立制度、本当に機能するもの、そして、迅速な実効性のあるものにするためには、不服を処理する人的体制の整備という一言ぐらい足すことはできるんじゃないかなと、言ってもなかなか予算が取れなかったり、本当に実効性があるかどうか分からないんだけど、でも、意見書の中にはそういうものを入れてほしいなと思います。

○川崎委員 迅速処理ということに関しては、最終的な結論が早く出るにこしたことはないでしょうが、事案によっては調査がなかなか思うように運ばなかったり、再調査を繰り返したりということもあると思いますので、それらが最終的に3か月とか、4か月ということになっているのだと思います。一番大切なことは着手が早いこと、それが証拠の保全という意味でも、少年の心情安定という意味でも、それから、少年の少年院に対する信頼をつなぎとめるというか、いささかなりとも回復するという意味でも大切だろうと思います。

私が推察というか、期待するのは、文書が届けば、本省において速やかに封を開いて目を通して、そこで非常に急ぐ、少年であればまず急ぐというように判断されて、そして、その日のうちに恐らく管区に電話がいたりするのではないかなと思います。であれば、もし始めに管区に提出されれば管区から本省に報告が上がって、そこで指示を受けてというようなことにもなりかねないですし、それから、少年に急ぐかどうかを判断させると、その判断が適切かどうか分かりませんから、急ぐと書いてきたのが余り急がないもので、急ぐと言っていなかったの

が実は急ぐ必要のあるものであったというようなことも起きるでしょうから、とにかく届いたらすぐ着手をするという、そこを迅速にさせていただけるというようなことが担保できれば、私はどちらかといえば本省に一本化して、そこから仕分けをして適切な指示を出していただくというほうが、迅速処理につながるのではないかと考えております。

○岩井座長 特に少年の場合は迅速を要すると思いますので、できれば、そういう確実に機能するような不服申立制度のシステムをきちんとつくるべきであるというような、人員確保も含めて、そういうことを盛り込めるような形の案にできるだけ最終回までにまとめたいと思いますので、この件はこの辺にしたいと思います。

それでは、ここで休憩にいたします。

(休 憩)

(再 開)

○岩井座長 それでは、皆さん、おそろいですので再開いたします。

第三者機関設置のところですが、第三者機関の委員の選定についての箇所ですけれども、第13回会議で毛利委員から少年院の事情を知っている人として、篤志面接委員も構成員の中の一人に含めてはという御意見もありましたが、一方で、個別にお伺いした際、第三者性の観点から違和感があるとの御意見もありました。そこで、当該施設の民間協力者という例示を含めることについての意見を確認したいのですけれども、そのまま含めるとして差し支えないでしょうか。なお、第三者機関で当該施設の民間協力者という言葉を入れておりますが、それでよろしいでしょうか。

○津富委員 よろしいでしょうか。当該施設というのは外した方がよいと思います。縛りがきついように見えます。ささいなことですけれども。

○影山委員 当該施設の民間協力者という言葉はどうとらえるのかによって、篤志面接委員は私は感覚的にはいいのではないかなと思うんですけれども、今後、いろんなボランティア、地域の人たちも入れて、開かれた少年院をという方向性が示されているとは思いますが、そういう方々も含めてということになりますかね。ちょっと若干、ここまで入ると変だなと思ったのは、少年院にいろんなものを納入している業者とか、そういったものもイメージしちゃうと、ちょっと様々な利害関係が密接に強い人が入ってくるのは好ましくないというふうに思ったので、ちょっと表現がこれでいいかどうか若干の違和感があるということを私は申し上げたりしました。

○岩井座長 地域の住民等と広くあげていますから、これはとりますか。

○影山委員 余りこだわらないんですけども、私も。

○岩井座長 では、このまま入れてよろしいですね。

○石附委員 こだわって申しわけないんですけども、視察回数について、一施設当たり年間、ある程度の回数と書いてあるんですが、先ほど申しましたように少年は1年に何人も変わりますので、ある程度の数というよりは、例えば2回以上とか3回以上とか、具体的に示すことはできないでしょうか。

○毛利委員 3回程度。

○石附委員 何かある程度というのは1回もある程度ですし、2回もある程度。

○影山委員 これも大人で既に先行的にやっている刑事施設等に関する第三者視察委員会の実情とかを本当はもう少し、大人はこんなふうにやっている、だけれども、子供だからこんなふうに変えようねというふうな議論が丁寧にあっても良かったのかなと実は思っています。大人の第三者視察委員会の方は、それなりに、今、有効ないろんな活動をされているやに聞いているんですが、どの視察委員会も恐らく年間4回を開いていないなんていうところはないと私は認識しています。多いところは多分、年間6回やっているはずなんですね。だから、おおむね私のイメージだと年間4ないし6、一つの施設に伺って会議をやりながら、場合によっては被収容者の意見を聞いていると、そんなイメージでいて、それが子供の施設だったら、もっと回数が少なくても良いというふうには余り思えない。

ただ、確かに隣同士で施設があるとか、鑑別所と近くの少年院をという2つぐらいのところを一つにという発想は、僕は絶対だめとは思いませんけれども、3つ、4つが仮に一緒になった場合に、一つの施設に2回行くというだけだって、これで4つまとめてしまったら8回で、それでも、能力的にはぎりぎりになってしまうと思うんですよね。4つもまとめてしまったら、一施設には2回かあるいは1回ぐらいしか行けないというふうなことになるのでは、ちょっとまずいかなと、そんなイメージでいるんですが、数回程度としてしまうと、どうにでも作ってしまうかなというふうなところがちょっと心配ではあります。

○廣瀬委員 影山先生は4回、回数を書くなら4回ということですか。

○影山委員 少なくとも4回以上とか。

○廣瀬委員 4回というのは3か月に1回ですね。

○石附委員 春夏秋冬です。

○岩井座長 できれば提言の中に回数も入れたいということですね。

ほかにはございませんか。

○川崎委員 少年は短期間で入れ替わるから、頻繁に行った方が良いという考え方もあるけれども、非常に施設が小さいので、かなりよく見ることができるから、成人より少なくとも大丈夫ではないかという考え方もできますよね。だから、4回とまで言わなくても、年1回は少ないでしょうから、複数回とか数回とか、その程度の書き方にして、刑事施設より少なくとも私はいいような気がいたします。

○津富委員 回数の方は繰り返しになるんですけども、前にお話ししたように、たくさん行くのと時々行くのとパターンが2つあっていいかなと思っていることが一点、また、時々の方は、そんなにしょっちゅう行かなくていいと思っているというのが一点です。総意じゃないかもしれませんが、そういう意見もあったというようなことを書いていただけるといいと思います。

それから、もう一つはこの会議でかなり早い時期に、スウェーデンのスクールオンブズマンについて話した記憶があるんですけども、スウェーデンの高校では、20歳か23歳の若者がスクールオンブズマンをしているという事例を、宮本みち子先生から伺ったことがあって、そういう人が代弁者になるということが非常に重要だというふうに思っています。ここでどういう書き方になるかどうか分かりませんが、元当事者と書くのか、何と書くか分かりませんが、やっぱり代弁者として在院者に近い人が入るといったようなことも、総意にならなくても、そういう意見があったというふうに書き加えていただけるとありがたいと思います。

○岩井座長 では、第三者機関のところはこれで。

では、回数は4回とは書かないで複数回。

次に、少年院における複数指導体制の充実について、相互けん制による不適正処遇の未然防止を図るとともに、手厚く、きめ細やかな処遇を展開できるようにするべきであるというふうに表示しておりますけれども、これでよろしいでしょうか。複数指導体制の充実についての記述ですが。

○毛利委員 すみません、これは昼間は当然という意味ですね。昼間は当然だけれども、夜や休日もそうしてくださいという意味ですね。

○廣瀬委員 当直が一人だという点ですね。

○岩井座長 夜間の複数職員指導体制ですね。

○津富委員 同じことでもいいですか。文脈の話ですけども、相互けん制の話は別の文脈では必要だと思いますが、ここは処遇の充実のところなので、ここでは、相互けん制による不適正処遇の未然防止を図るとともにという記述はなくても、文章は通じるのではないかと、

ここはむしろ矯正教育を充実するという文脈じゃないのかと思います。

○岩井座長 相互けん制による不適正処遇の未然防止を図るとともにという言葉が余計かどうか。

○広田座長代理 夜間、休日の相互けん制の話が出ていますから、確かになくてもいいかなと思います。

○毛利委員 でも、ここは複数と入れないと、最後の職員の増員が不可欠であるにつながらないから、こう書いてあるんじゃないですか。

○廣瀬委員 複数はいいいんでしょう、別に。複数はいいいんですよ。

○津富委員 推進し、手厚く、きめ細やかな処遇というふうに文章がつながってこないと思うんですけども。

○川崎委員 「手厚く、きめ細やかな」という部分に、何かもっといい表現があるかどうかですけれども。

○石附委員 それと関連して、高密度で懐の深い矯正教育というのがどんな教育なのか、ちょっと分かりにくいんです。

○事務局 事務局から補足説明させていただいてよろしいでしょうか。複数指導体制につきましては、適正な処遇を確保する、すなわち相互けん制という趣旨と、処遇の充実のためという趣旨と、あえて二度出しておりますので、できましたら、文章上、おかしくなければ、このままにさせていただければ大変ありがたいなと思っております。

あと、もう一つ、石附委員からございました高密度の懐の深い処遇ということは何かということでございますけれども、ここで意図しているのは、今、繰り返しになりますけれども、夜間ですとか休日ほどこの施設も一人で多くの少年を抱えて、教官が手いっぱいやっている、これを少しでも複数の職員が目で見ると、そういう面から、密度の濃い、手厚い処遇をという、それが一つの内容の大きな柱でございます。ただ、それだけではありませんで、その後に記載されている教育内容の充実等々、様々なものも含めて、このような表現を使わせていただいております。

以上でございます。

○石附委員 やっぱり人員確保というところともつながらないといけませんので、こんな抽象的なことよりは、今、おっしゃったことを具体的に書いていただくと、何か人員確保につながらないかなと思いました。

○毛利委員 例えば高密度で懐の深いというところを小規模処遇ユニットをベースとした、

個々の少年の心情を深く理解できるとかですかね。

○石附委員 個別的対応も可能な体制とか。

○毛利委員 可能な個々の少年の心情に対応できる矯正教育。心情ですか、どうでしょうか。津富さん。心情ですか、違いますか。

○津富委員 僕が書いたわけじゃないので、聞かれても分からないんですが。

○廣瀬委員 さっきの趣旨であれば相互けん制を残していいと思います。けれども、ここの文脈は手厚く、きめ細やかな、こちらが主ですから、順序を入れかえた方がよいと思います。

○岩井座長 では、複数による対応が可能になるようなという、そういうふうな表現をちょっと考えて、改めたいと思います。

○津富委員 一点、よろしいですか。相互けん制の話ですけれども、相互けん制が機能するためには、職員が何かしたら、ちゃんとそれが表に出るということが大切だと思うんです。広島少年院において、1人で勤務していたから不適正処遇があったのか、2人で勤務していたのに不適正処遇があったのか、私としてはよく分からないところもありますが、相互けん制を働かせるためには、これもこの前、申し上げたんですけれども、国際規則にあるように、この規則に対する深刻な違反が既に発生し、あるいは発生しつつあると信ずるべきときには、職員は審査あるいは改善の権限を有する上位の当局者あるいは機関に対して、その事実を報告しなければならないという、規定を入れるべきだと思います。今日は不服申立てが議論の中心になっていますけれども、職員がまずいことをしたら、それを報告するのを、少年の責務ではなく、職員の責務として書かなければいけないと思いますし、そうでないと、相互けん制は機能しないと思いますから、ぜひ、それをどこかに併せて書いていただけるとありがたいと思います。

○岩井座長 では、少し最終案までに文言を考えたいと思います。

それでは、次に進んでよろしいでしょうか。

矯正教育の内容の充実のところ、例えば職員は在院者との信頼関係を築き、個別面接を丁寧に実施していくことが極めて重要であるというふうに表現しておりますけれども、これでよろしいでしょうか。

○毛利委員 広島で聞き取りをしたときに、個別面接をしたら落ち着いたとおっしゃったので、では、今までしていなかったのかしらと思ったんですが、全体の教育の日課よりも一人ひとりの少年と個別面接をきちんとして、一人ひとりを把握するというをやっぱり優先順位を少し認識を改めるというようなことをお願いしました。

○廣瀬委員 この部分はこれで結構だと思います。けれども、気になったのは、最初の文章は

「少年院における矯正教育は」、これが主語です。その中身は何かというと、しょく罪教育と自尊感情を高めさせると、この2つしか書いていないのです。これはおかしいと思うのです。生活指導のほか、いろいろなことをやっているわけです。この報告書で、これまでの矯正教育を大幅に転換しこの2つに絞るのなら話は別ですが、読んでいくと後の方で出てきますから、そうではないと思います。そうすると、必要な生活指導、自分のやったことの意味を見つめさせて内省させるとか、いろいろなことをやるわけです。矯正教育はと主語にしてしまうと、この文章では足りないと思います。もちろん、その中で、毛利委員がおっしゃったようなことが重要だという書きぶりなら、それはそれで結構だと思うのですけれども。

○岩井座長 そうですね。もう少し文言を追加しますか。

○廣瀬委員 ここはぜひ追加していただければと思います。

○広田座長代理 その場合、少年院の矯正教育の多様な側面を書き込むというふうなことに。

○廣瀬委員 あるいは従前やっている、こういう生活指導等のうちで、あるいはそれに加えてとかというふうにはです。

○広田座長代理 限定をかけて。

○廣瀬委員 そういうふうにすればいいわけです。

○広田座長代理 主語の部分に限定をかけるという、それはできると思います。

○影山委員 従来、やっている矯正教育の中で足りなかったとまでは言えないかもしれないけれども、もっともっと強めなければいけないのは被害者問題と例えば自尊感情を高めさせる、そのためにはと書いて、これを確認した上で特色化に努める、こういう流れだから、従来、やっている当たり前の目的というのは、当然、やった上で、もっともっと、ここは強くしなければいけないよねという書きぶりだと思うんです、ここは。

○廣瀬委員 そういうふうに読めるように直していただければ結構なのですけれども。

○津富委員 今のところはそのとおりと思うのですけれども、毛利さんが付け加えたところが気になります。単なる打ち間違いかもしれませんが、同じ目線にも立ってという部分の「にも立って」という言い方自体が、職員を上位においている気がして違和感があります。

○毛利委員 これは僕じゃないのですけれども。

○津富委員 違うんですね。ここでは、職員が同じ目線にも立って少年と真剣に向き合うことがというふうに書かれているのですが、先ほど毛利さんは、少年一人ひとりの気持ちをきちんと聞き取ることがなされていなかったんじゃないかというふうに言われたように思います。

○毛利委員 そうです。

○津富委員 その方向に変える方がよいと思います。つまり、職員が少年一人の気持ちをきちんと聞き取ることが少年の自尊感情をはぐくみという方が文章としてはつながると思います。こんな言い方は誤解を招くし、非常に不謹慎な発言ですけれども、恐らく問題を起こした職員も真剣であったのではないかと思うんですよね。真剣さが間違った方向へ、だから、真剣という言葉は非常に難しく危険だなと思っております。

○岩井座長 では、少しここの文言を考えるとということで。

○毛利委員 「個別面接を丁寧に実施していくことが少年の自尊感情をはぐくみ」に、その間をとると割とすばっといくような感じがしますね。

○岩井座長 よろしいですか。

では、ちょっと進んでよろしいでしょうか。

前にもお話が出ましたが、保護者との連携の充実についても、強調すべきではないかと考えて、新たな項目として入れております。それから、併せて被害者の視点を取り入れた教育の充実についてもヒアリング結果を踏まえまして、もっと強調すべきではないかと考えまして、新たな項目としてまとめました。これでよろしいでしょうか。被害者の視点を取り入れた教育等の充実。

○廣瀬委員 保護者の方ですけれども、いろいろ盛り込んでいただいて、これはいいと思うのです。けれども、真ん中の「また」以下、また、保護者に指導、助言等を行う前提としてとあるので、これだと保護者が客体化されているような感じになります。、保護者に対するいろいろな働きかけ、通知などは助言、指導の前提だけではないと思うのです。保護者についてはさっきも言いましたけれども、更生に協力し、あるいは働きかけを受けたりするという側面と同時に、少年に対する擁護者、利益権利を保護する役割、法定代理人、親権者、あるいは事実上の保護者という形であるわけです。そこで、最初に、そういう保護者の位置付けを冒頭のところに、保護者にはそういう両面の性格があると記載する。保護者は、少年の更生、立ち直り、特に出院後の立ち直りには決定的な役割を果たすわけですから、そういう役割の重要性、矯正教育の目的である少年の非行性を除去して立ち直らせるという、そのための重要性から、その十分な理解が得られるようにというふうにつなげていくべきではないかと思うのです。

○津富委員 基本的に賛成です。先ほど申し上げたとおりですけれども、権利主体という側面もあると思うんですよね。ぜひ、それは触れていただきたいと思います。

○岩井座長 では、指導、助言等を行う前提としてという言葉を書き換えるということですね。

○石附委員 制度化というのか、義務化できるようにできないですか、機関の保護者への対応というのか、そういうようなのを義務化できるように、学校なんか当然だと思うんですけども、だから、モンスターもモンスターなりの対応をして、太刀打ちしていなければいけないわけですから、逃げるわけにいかないわけですから。

○広田座長代理 その場合、何をどこまで施設の仕事というふうなことですかね。

○石附委員 盛り込んだりというのにせずに、不服を申したり、不服申立てに盛り込んだり、重大な規律違反、行為、けがなどに対する措置など個別的に知らせる義務がある、では変なんじゃないかと思うんです。

○廣瀬委員 修文するとすれば、冒頭のところに保護者というのはこういう役割、性格があるということを書いておくわけですね。それを受けて、こういういろいろ働きかけの対象にもなり、通知やいろいろな連携を図る対象になると、こういう形でつなげて、そこを明確に位置付けるべきであるという形にしていけば、今、石附先生がおっしゃったようなことも入ってくるし、つながりもよくなるのではないのでしょうか。

○岩井座長 知らせるべきであるというのはかなり強い表現とは思いますが。

○広田座長代理 今の話でいうと、保護者との連携の充実の頭のところに、保護者の二面性が入って、そうすると、真ん中のところはむしろ指導を行う前提としては取っ払っちゃって、要するに全体がそこにかぶさっているというふうなことですね。

○岩井座長 ちょっとこれから私は退室しなければなりませんので、広田座長代理に司会をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

○広田座長代理 では、すみません、司会を代わりまして、被害者の視点を取り入れた教育の充実についてですが、これについてはいかがですか。

○津富委員 ちょっとよろしいですか。こう書くとおこがましいというふうになってしまうかもしれませんが、御協力いただいている被害者の方々に対して、矯正教育について理解をしていただくというか、そういう逆の働きかけについても書いたらどうかというふうに思うんです。少年院とは、こういうことが行われている場なので、だからこそ、こういう御協力をいただきたいという部分が必要だと思うんです。その辺、何か書き加えられないかと思うんですが。

○広田座長代理 どうですかね。

○廣瀬委員 被害者の方の理解をより図るとともに付け加えるということですか。

○津富委員 そうですね。矯正教育についてよく知っていただくとともに御協力いただくとい

う形だと。

○川崎委員 少年院に来ていただければ、少年院の教育の話も当然するでしょうから、そういうことで理解が深まるかどうか分かりませんが、そういう働きかけは当然するでしょうから、被害者の方の心情を思うと、余り余計なことは言わない方がよいように私は思います。

○広田座長代理 実際に被害者の方で来られるというのはすごく大変な精神的なハードルも高いし、余り何か来て教えてあげようみたいな感じにならないようなことは必要かなと思います。

○津富委員 あくまで矯正教育の一環ですから、御指導いただくに当たって、ギャップを少しでも縮められたらというような趣旨なんですけれどもね。

○廣瀬委員 ただ、連携強化という中身には当然、相互理解が入っているのではないですか、あるいは、相互理解、連携強化という言葉にしますか。

○広田座長代理 ここに込められているということで進ませてください。

それでは、ちょっと次へ行きたいんですが、教科教育の充実について書かれていますが、児童自立支援施設と同様、施設内に学校を設置するべきであるとの意見も示されたというふうに表現しましたが、これでよろしいでしょうか。

○廣瀬委員 これ自体は私は結構だと思うのです。ただ、この教育内容のことをずっと見ていくと、結局、さっき言った従前の活動、生活指導とか、そういうのがほとんど書いていない感じがあるのです。それはそれで充実・発展させるべきだということを入れておくべきだと思います。今、やっている5領域。それは完全に十分とはいえないけれども、評価はしているわけですから、そのところも付け加えていただいた方がいいと思います。

○広田座長代理 生活指導の更なる充実とか、そういうふうな感じですかね。

○廣瀬委員 あと、保健体育とか、職業補導は出ていたのですかね。

○徳地委員 ちょっとよろしいですか。学校に関しては、やはり矯正教育が中心であって、学校のほうはいわゆるサポートに回った方が一般的なんです。あくまでも児童自立支援施設に平成10年に児童福祉法改正で、学校教育に準ずる教育を廃止し、入所児童に学校教育を実施することになりましたが、児童自立支援施設の自立支援は生活指導が中心であって、いわゆる教科教育の方はそれを補うという形で一般的にやっているわけですね。少年院の教科教育もあくまでも矯正教育が中心になってやってほしいです。

○広田座長代理 これまでの少年院の教育の中で生活指導がとても重要だったし、それはこれからも重要であるみたいなことをきちんと書くということですね。

○津富委員 ちょっと、今、落ちているところだという話だったんですけども、社会福祉支援のところは、どちらかというと職業訓練のことが中心に書かれていますが、今、既にやられている社会福祉士さんとか精神保健福祉士さんの導入は非常に有効であろうと思うので、その有効性を改めて確認した文言とか、さらに、その方向の充実といったことが書かれていくことを望みます。要するに福祉等の連携をぜひ書いていただきたいなと思います。

○広田座長代理 今のはどこのところですか。

○津富委員 書き込むとしたら各種社会福祉支援の強化というところで、そこでは今、一番大きな段落は、職業訓練等との連携という話になっているんですけども、もちろん、雇用支援も非常に重要なんですけども、福祉的な側面での支援も必要だと思いますので、既にやられている社会福祉士さん、精神保健福祉士さんの導入とか、あるいは、社会福祉士会とか、外部機関との連携といったことも書かれたらどうかなということですよ。

○本田委員 初回から発達障害のことがずっと議論されていたので、教科教育の充実のところに発達障害、学習障害等を含む特別な支援を必要とする少年に対する教科課程の設立の必要性があるということを一言入れていただきたいと思います。

○広田座長代理 その場合の教科課程の設立というのは、具体的にどういうことですかね。どういうイメージでしょうか。

○本田委員 今は、特殊教育課程というので一つ教育課程がありますよね。その次の段階なんです。通常の教科課程のプログラムと間のところに一つ入れないと、多分、この方たちは通常のところでははまらなくて問題行動を起こしてしまう。だからといって特殊教育の方に入っていくと、そこだと鑑別査定で対象外になる。ここは新たに設立しないと、学習指導についても難しいだろうと思います。総論にもあるのですが。

○廣瀬委員 総論の方には書いてあったような気がしましたが。

○本田委員 はい。教科課程では抜けているように思ったのですが。

○廣瀬委員 こっちにも入れておいた方がいい。

○本田委員 入れておいた方がいいと思う。

○広田座長代理 今の教科課程というのは分類の話ですか。もうちょっとよく分からない。

○廣瀬委員 分類じゃなくて実際にやる内容でしょう。

○津富委員 そうですね。処遇課程の議論自体は多分、ここがメインなので、ここにかっちり書かれているから。

○廣瀬委員 新しい処遇コースの設置を積極的に検討する。

○川崎委員 「その際は今日的な観点から、発達上の課題を抱えた少年、現行の特殊教育課程や医療措置課程と、それ以外の課程とのボーダーラインにいらっしゃる少年など」となっています。

○津富委員 そこですよ。

○廣瀬委員 だから、分類のところは書いてあるんですよ。

○本田委員 分類のところはあるんですね。ただ、ここの教材等に関してがふれていないんですよ。

○広田座長代理 ここで総論部分の話と対応したものを少し入れるということですね。

○本田委員 連動させていただけると分かりやすいかなと思います。

○徳地委員 私もどこに入れていいかちょっと迷っているんですが、関係機関との連携の一つになると思うんですけども、児童自立支援施設の件でちょっとお話ししたいんですが、少年法改正でおおむね12歳以上の少年が少年院に入ることになっております。12歳になりますと重大事件を犯した少年が多分、少年院に入るかと思っておりますし、そうした場合、なかなかやはり社会復帰する場合、家庭に帰ることができないというような少年が当然、出てくるかと思うんですね。初等少年院なんかに入った場合、家庭のいろんな事情で家庭復帰できない少年もいるかと思えます。そういうふうな少年に対して、ワンクッションを置いて児童自立支援施設の方に処遇するという、そういうふうな選択肢も一つの方法じゃないかと私は思っているんですけども。

○廣瀬委員 保護観察所等のところですか。

○徳地委員 その辺のところに入るのではないかと思っているんですが、私の今まで調べた中では、そういうふうなケースが2件ほどありますもので、これからそのような家庭環境に問題があり、家庭復帰困難な対象の少年が多くなってくる可能性が強いので、できるだけ関係施設との連携ということで、児童自立支援施設の活用も一つ選択肢として考えてほしいなと思っております。

○広田座長代理 帰住先のない少年の受け入れに関して云々かんぬんという、ここら辺のところに、ということですか。

○徳地委員 それとも新しく項目を設けるか。

○廣瀬委員 ただ、ここは表題が民間協力者になっているので、そういう意味でいくと保護観察所等との行動連携のあたりがよいと思います。公的施設だと、あるいは民間協力者の方を「等」にしますか。それで、今、おっしゃったような内容をこの自立支援ホームだけではなくて、児

童福祉施設にも参加してもらおうというのが入っていますね。すると、やっぱり民間協力者だけじゃないですね。

○広田座長代理 この表題を少し変えますか。

○廣瀬委員 それで、今、徳地先生がおっしゃったような趣旨を盛り込むと。

○徳地委員 できましたら、一番いいのは単独に入れていただければ、児童自立支援施設若しくは児童養護施設もと思うんですけども、今、児童養護施設の方は児童の入所もいっぱいなもので、また少年院からの対象として受けるというのはちょっと難しいかと思うんですね。となりますと、やはり児童自立支援施設、場合によっては国立の方の枠に入るんじゃないかと思っております。

○石附委員 養護施設とは質が違いますものね、ちょっと。

○広田座長代理 場所とそれから書き方はちょっと事務局の方と相談させてください。

○石附委員 今のところを見ているうちに気がついたんですが、第三者機関のところには弁護士、医師、児童心理の専門家となっているんですが、少年院に来る子は児童心理の領域を超えていますので、臨床心理とか心理一般、青年心理も入りますし、このところは工夫していただく、児童心理の学者が入られてもちょっとうまくいかないんじゃないかと思います。

○広田座長代理 では、次の大きな論点は、不適正処遇の防止という観点で、風通しの良い職場環境の醸成について触れるべきであるという御意見をいただきましたので、ここに盛り込んでいますが、これで差し支えないでしょうか。真ん中辺ですね。

○津富委員 風通しが良いはそのとおりですが、風通しが良くて相互けん制というのは、つながらないような気がします。職員同士が率直に意見を述べ合って、風通しの良い職場環境を醸成していくことで、むしろ、問題が未然に解決されるとか、そういう表現の方がよいと思いますが。

○広田座長代理 率直に何か問題があったら指摘するとかということだと思いますけれども、少し表現を工夫するというふうな感じですかね。

○津富委員 一点、そのページでよろしいでしょうか。最近では職員の人権意識の向上を目的として等々とあるんですけども、私の普通の理解では、人権意識の向上を目的とした研修というのは、人権そのものを直接、取り扱う研修ではないかと思うんですね。私は大学で人権科目を担当していますけれども、様々な分野の当事者の方に来ていただいて、かかわっている活動とかについてのお話をさせていただくという授業をしています。アンガーマネジメント研修やコーチング研修は要らないという意味ではないんですけども、これらの人権研修と呼ぶのは、

日本語が繋がらない気がします。

○広田座長代理 どうでしょうか。

○津富委員 だから、「最近では職員の人権意識向上を目的…」という、この部分さえ飛ばせば、よいと思います。

○石附委員 それは人権意識の向上だけではないでしょう。

○本田委員 この2つは、実際は処遇力の向上なんですけれども、今の研修の中で、この2つが入るところがないので、とりあえず、人権研修という枠の中に入っているというのが実情なんです。

○津富委員 それはちょっと矯正側の事情かもしれないんですが。

○本田委員 人権意識講習では、教官のマイナスの行動や失敗事例研修とか、こういうことをしたらいけないよというようなことを実際はたくさんやっているの研修も文章に含めた上で、そのほかにこの2つも新たな試みとして加えていかないと、多分、これだけが突出しちゃうと人権研修で何をやっているのかが分からなくなると思います。

○石附委員 私もそう思います。ここにこれを入れるのはちょっと何か違う。

○本田委員 新たな試みとして入れているということは事実なんですけれども。

○津富委員 文脈的には、専門性の一層の向上という文脈ですよ。例えば効果的処遇を行う職員チームというところで、職員チームづくりを円滑に行う研修項目と科学的知見を活用し研修項目の具体的な例として出てきているわけですから、前半からつなげて見れば、専門性を高める研修の一部の事例として読めるのかなど。要するに職員の人権意識の向上としてということだけ削除すれば読めるんじゃないかと思うんですが。

○毛利委員 津富さんが言われた話なんですけど、職員同士の相互けん制によるというのを、例えば教育現場の緊張を和らげとか空気を和らげとかにしたらどうでしょうか。情緒的でだめでしょうか。緊張を和らげてはいけないんですかね。

○本田委員 けん制はさせたいんじゃないですか。

○毛利委員 でも、相互けん制がだめなんでしょう。仲よしになった方がいいということですか、職員が。そういうことではないですね。

○津富委員 そういうことではない。

○広田座長代理 だから、何か見て見ぬふりをしないとか、そういうふうな感じの関係を作りましょうということじゃないですか。

○津富委員 相互とつけるときには相互刺激くらいじゃないですかね。

○毛利委員 お互いを高め合い、切磋琢磨。

○津富委員 そんな感じじゃないですか。

○広田座長代理 いろいろ言葉を出していただいたので、そこら辺を生かしながらということできましようか。

○影山委員 広島少年院も、結局、ほかの少年院から移ってきた人がその感覚で、自分たちの少年院でやっていた当たり前のことというのが、この少年院は一体何なんだ、これはとすごく違和感を感じて、そこで初めて声を出すことによって明るみに出た。だから、職員同士の風通しの良いという言葉遣いで、本当にこれが機能するとすごく重要だと思うんですね。職員の方々から、結構、この有識者会議の最初の方でヒアリングしたときにも、体育会系という言葉が出たりして、結局、若い人はベテランの10年、20年の人がやっているようなことには余り口出しできない、自分たちは力がないしとか、見通しも立たないしとかで、新しいところに入れば、郷に入っては郷に従えで、ここはこういう伝統で、こういうやり方をやっているんだというふうに言われちゃえば、一言も言えないみたいな雰囲気というのが、結構、あちこちにある。

これをどうにか打破しないと、いろんな制度を幾ら一生懸命作ったり、不服申立制度を作ったって、結局は職員の中の意識というところなので、それを何か感情的に雰囲氣的に醸成なんてやってもだめで、何かシステムのそのあたりができないかなというのがずっとずっと思っていることなだけけれども、それを何とかもうちょっと表現してほしいというところがここに入ったんだと僕は思うだけけれども、そういう趣旨での表現にしていなければありがたいなと思います。

○広田座長代理 何かそれっぽいので、影山さん、何かありますか。

○影山委員 文章の上手な方にお任せします。

○広田座長代理 だから、一つは不服申立てみたいな形のものとは別に、やっぱり組織の中をどういうふうによく情報とか風通しを良くしていくかという、それは重要なところなので、少し表現を工夫して、ここをきちんとはっきりしたものにできればというふうに思います。では、それは事務局の方と相談しながらやらせていただくことに。

それでは、次のポイントですが、13回の会議のときに影山委員から少年院において弁護士が少年と会う場合は、無立会面会を原則という制度があればよいという意見を伺いました。ここについてはいろんな御意見もあろうかと思いますが、記載表現としては、その目的、当該弁護士の立場、在院者の心情、動静等を勘案し、可能な範囲で無立会とすべきであるというふうにしてあります。このように表現することにつきまして、御意見をいただきたいと思います。

○影山委員 ありがとうございます。可能な範囲で無立会とするべきである、これをどのぐらい強い表現であるというふうに読めるのかにもよるのだらうと思いますが、入れていただいて、本当にありがとうございました。ただ、私としては弁護士と在院者の面会、その弁護士といっても、元付添人であるとか、そういうふうな弁護士が在院者と会う場合には、原則、無立会であり、そして、だけれども、例えば在院者がそんなのは嫌だと言ってみたり、在院者の状態が余りよろしくないとか、それで、弁護士が傷つけられる可能性があるとか、いろんな場合があるだらうと思いますから、もちろん、例外はあってしかるべきだらうとは思いますが、できるだけ、無立会にさせていただきたいなと思っております。

先ほど来、ずっと言っているいろんなシステムを作っても、先ほども申しあげましたけれども、在院者はなかなか自分の中のものというのを外に出しにくい、出していいともなかなか思っていない、思えていないような子もいますので、そういう意味では、いろんな形で不服であるとか、不満であるとか、そういったものを外に発現できるようなチャンス、システムみたいなものを作っていたきたいなというふうに思いますので、弁護士の方ももっともっと努力をして、審判が出て少年院送致になったから、それでお仕事はおしまいというふうな感覚ではなくて、その後も在院期間中、それこそ複数回、少年院に子供に会いに行つて、そして、様子を聞く、そして、出るときの準備なんかに関しても、アドバイスをすると、そういうふうなことを弁護士の当たり前のルーチンというふうに、考えるようになるようにしていくべきだらうと思っておりますし、そういうふうなことを弁護士会の中でも、研修でやっていきたいなというふうに思っておりますけれども、そういうふうなときに、せっかく元付添人弁護士が少年院に遠くまで足を運んで子供に会おうという場合には、原則、無立会にさせていただきたいなと、そんなふうに思います。

それから、元付添人でなくても、例えば、広島少年院事件のようなことが起こったり、在院者の中から弁護士会の方に、先ほどの不服申立制度というのは少年院法等で作らなければならない制度だらうと思いますが、もともと弁護士法という法律で、ありとあらゆるいろんな場所における人権侵害に関しては、弁護士会はその申立てを受けて調査を行つて、勧告とか要望とか、そういった人権侵害に関する処理を会として、もちろん、無料で行っておりますけれども、そういうふうな弁護士会の人権調査の場合に、弁護士会から派遣される弁護士などが在院者に例えば会うと、在院者の訴えを受けて会うというふうな場合も、当然のことながら、原則、無立会にさせていただきたいと、そんなふうに思います。

○広田座長代理 いかがでしょうか。

○津富委員 ちょっと影山さんにお伺いしたいんですけども、弁護士の面会であっても、立会いが必要な場合も当然、たくさんあると思います。例えば、先ほど就労先を紹介するみたいな場面のことを言われましたけれども、そういう場合は、むしろ、その場に法務教官がいて、一緒に相談するという方が正しいというか、本人の利益にもなると思います。面会が終わったあと、もう一回、説明をし直すといった流れになるのは、効率的でも有益でもないと思います。ですから、弁護士さんであれば原則、無立会だというふうにはぱっと言われるよりは、必要に応じて法務教官が立ち会った方がよいと思うときは、当然、立ち会った方がよいという原則を持っていただきたいというふうに思うんですけども。

○影山委員 それを原則というふうに言うのかどうかは分かりませんが、当然、例えば少年院の先生にも、教官の方にも日ごろの様子もお伺いしつつ、出院準備に関して子供と一緒に協議をしていきたいような場面、それは場合によっては面会なのか、この間、いろんな場面でもっとケースカンファレンスをやってもいいんじゃないか、個別ケースで、という意見も出ていましたよね。その中に元付添人なんかも一つの社会資源として入るのであれば入れていただきたいと、そんなふうに思っておりますので、場合によってはいろんな機関が集まる中に付添人が入ってもいいのかなというふうに思います。

弁護士が会うときに、子供とただ会うだけではなくて、少年院の先生にも様子を伺いながら、一緒に話したいという場面もきっとあるだろうと思います。そういう場面では、むしろ、弁護士の方から少年院の方にお問い合わせをして、同席をしていただくというふうなことは当然あってしかるべきだろうとは思っています。

○廣瀬委員 弁護士だから無立会の立会権があるとか、そういう形での規定はなかなか難しいと思うのです。運用上、さっきおっしゃったような元付添人など、少年のために非常に熱心にアフターケア、フォローのためにやっているような場合、おそらく少年院側も拒否するような話ではないと思います。運用上、そういう少年の利益にかなうことについては、前向きに対応するということは言えると思うのです。けれども、文章で入れるとするとなかなか難しいですね。この書き方をどう変えたらいいか、なかなか思い浮かばないのです。御趣旨はよく分かるのですが、運用上、それをできるだけ保障した方がよいということには賛成なのですけれども。

○石附委員 今、付添人は必ずしも弁護士ではなくて、一般人もあります。例えば全国の家庭裁判所に対応して少年の立ち直りを支援するボランティア団体少年友の会会員も付添人になって入っているんですが、会員からは少年院で面接する場合、前も申し上げたかもしれませんが、収容継続なんかでもそうなんですが、そういう保護者でない付添人の面接について、

やっぱり無立会でありたいという希望が強いのです。それは保安上の問題等がありますから、もちろん、検討できる可能性を残していただきたいということです。

それから、もう一つはそれと相まって、付添人の面会と保護者との面会について、面会は20分ぐらいですけれども、運用上、ちょっと延ばされることもあるけれども、少年院というのが隣近所にあるわけではなくて、非常に遠いところにございますし、やっぱりはるばる電車やバスで行ったりして、やっとたどり着いて20分たったら、さようならというのでは、親子関係の関係修復にもなかなかならず、最近の様子を少し話しただけですぐにさようならと言わなければならなかったとって帰ってきましたので、その辺も何か御配慮いただけるような、それも少年の利益になることだと思いますので、配慮できるようなことをここへ盛り込んでいただければと思います。

○影山委員 言葉遣いの問題で、廣瀬先生のおっしゃったことは分かることは分かります。例えばの表現なんですが、可能な範囲で無立会という言葉の可能性を可能な限り無立会というふうにしたらどうなりますでしょうか。

○廣瀬委員 ちょっと強過ぎるんじゃないですかね。

○広田座長代理 こころは何か法律の専門家でないといけないニュアンスですねえ。

○廣瀬委員 ちょっと強過ぎるような気がしますけれども。

○影山委員 あとはお任せします。

○広田座長代理 どうすればいいですかね。もうちょっと何か御意見を聞きましょうか。

○毛利委員 少年院長の裁量をどのくらい強くするかということですよね。

○広田座長代理 原則というとき、原則から外れるケースとかというのは、どういうふうに分かっているんですか。

○影山委員 というか、今までは率直に言ってほとんど無立会ではありません。控訴の相談をする、抗告の相談をするとかいう場合は無立会にさせていただいたりしているんです。

○広田座長代理 むしろ、制度をつくるときは、結構、制度、マイナスの面をちょっと考えたりするものですから、そうすると、原則とかと立ててしまうと、それが制限される時はどういふときなのかというのがちょっとイメージつきにくいですね。

○影山委員 私は余り制限される場面、むしろ、少年の状態がすごく精神的に不安定で、今、会うことが好ましくなかったり、場合によっては暴力行為に及ぶかもしれないような状態があるような場合、無立会で1対1で会うことによって、会う方の弁護士も危険性がある、そんな状態の中に少年を置いてしまうこと自体、少年もかわいそうですから、そういう場合にはむ

しろ、そもそも面会自体が、そういう極端な場合だったら許されるべきでないのかもしれませんが、面会をさせないほどではないけれども、少し職員がいた方が子供の安定のためにはいいのかなとかというふうな場合なんかちょっと思い浮かぶかなと思いますが、それ以外だったら、余り思いつくことはないんです。

○廣瀬委員 成人の例だと十分あり得ると思います。例えば、不当な目的で、だれかが弁護士さんを使って、少年の情報を引き出すというような形で会いたいというような場合です。これは、あり得なくはないです。そういう場合はチェックできないと困ると思うのです。少年の場合は余り考えにくいとは思いますが、成人の共犯者がいたりなどすると、そのような例も十分あり得るのではないかと思います。成人同士ではそういう例は聞かないわけではない話です。

○津富委員 現状では、処遇規則に、立ち会わなければならないという文言が確かあったと思いますけれども、一般的には少年院では、立会することになっているわけですね、弁護士さんに限らず。だから、弁護士さんについて無立会とするなら、それは例外として規定されるわけです。そうやって考えると、これまでの運用というのは先ほどおっしゃられたとおりで、要するに弁護士とか法的代理人としての地位を持ち得るとか、法的な相談事の場合は無立会で、それ以外の、少年からすると一般的な処遇、矯正教育にかかわることの一部として面会が行われるときには立会するというのが、これまでのやり方だったんだろうと思うんですね。

だから、正直言って、このやり方を、改めることで、何を求めているのか、よく分からないんです。少年院側に言えない相談事があるんじゃないとか、そういうことであれば理解できないことはないんですけれども、例えば、これで法的な問題を抱えていない場合であっても、先ほどの話じゃないですけれども、弁護士さんは、法的な問題にかかわろうとかかわるまいと、原則として、無立会となるのなら、一般の面会の場合は何で立会しているんだという話になってくる気がするんですよね。その辺、ちょっとどう整理されているのかなと思ったんですが。

○広田座長代理 どうでしょうか。

○廣瀬委員 ここに例えば元付添人等とか、何かそういう合理的な理由というか、そういうような場合には配慮するということだと思うのです。これは。

○広田座長代理 その場合は、弁護士さんと付添人とはまた別の扱いで何かもうちょっと書き足すとかという話ですか、その場合は。

○廣瀬委員 少年院側の裁量権、無立会で合わせることが裁量的にできると規定すればいいわけでしょう。

○津富委員 保護者の場合でも、必要に応じて、家庭寮での面会など、親子水入らずの時間を

とらせるということは行われているんだと思います、現場の裁量で。だから、弁護士に限らず、裁量で無立会が可能であるということが書かれたら、それで済むのかなという気がするんですが。

○広田座長代理 影山委員にもうちょっと、今、出てきた議論を踏まえて何か御意見を伺いたいですけれども。

○影山委員 私の方が弁護士による無立会面会という必要性に関しては申し上げさせていただきましたので、それを踏まえて各委員の様々な御意見をいただきましたので、そういう意味では、このような表現でも特に私自身は構いません。ただ、現実には今後、各少年院の院長先生の裁量権の中では弁護士、とりわけ元付添人ということがはっきり分かる弁護士が面会を求めてきたような場合には、それで、弁護士の方から求めて、少年がそれでいいというふうに言うのであれば無立会面会というのを現実には運用上、やっていただくような方向で、法務省矯正局の方も一定の事実上の御指導をいただければありがたいなというふうに思います。

○広田座長代理 ここの可能な範囲でというのをそういう形の運用でやれるようにというふうなことですよね。では、今、出てきたような議論を踏まえた上で、このような記載でまとめさせていただくということをお願いします。

○廣瀬委員 すみません、今、見ていて気がついたのですが、その下の「手紙」という言葉はおそらく信書だけに限っているのではないと思うのです。最初の方が「手紙など」になっていて、下の方はおそれのある「手紙」になっているのですが、下の方も、「など」が入っている方がよいと思います。

○広田座長代理 いいと思います。

○毛利委員 書籍の閲覧のところで、国費で良い本を十分にそろえる。良い本って何なのかという大変難しい問題がこの中であって、できれば、国費で幅広い分野の本を十分に備えるように努めというのがよいような気がするんですが、よろしくをお願いします。

○廣瀬委員 少年にふさわしいというのではだめですか。その方がよいのではないですか。ただ、幅広いというと本当に何でも入ってしまうので。

○毛利委員 僕が言っているのは科学の本とか、そういうのもバランスよくということなんですけれども、国費で少年に役に立つですか。

○廣瀬委員 役に立つとか、ふさわしいとか。

○毛利委員 国費で教育にふさわしいでもいいです、ふさわしい本を。それはまた狭くなる。

○石附委員 堅くなりますね。漫画はだめなんですか。

○毛利委員 漫画は結構あるんですけども、幅広いじゃだめですか。

○広田座長代理 ここで、良いとか、そういうのがないと、ちょっと現場は困ることになりま
すかね。

○毛利委員 その辺、困ります。この間の議論の蒸し返しになる。

○廣瀬委員 少年にふさわしいぐらいがいいのではないですか、少年教育に、教育を入れると
まずいですか。

○川崎委員 施設によっても違うと思います。例えば特殊教育課程の少年院であれば、それな
りの理解しやすい本ということになると思いますし、ですから、少年にふさわしいでいいの
ではないかと思います。

○広田座長代理 では、そんな感じで。最後に、「おわりに」のところですが、少子化が進行
する中であって、この若者は、ずっとあって、生かす取り組みが推進されることを強く期待す
るというふうな、こういうふうなくくりで「おわりに」を締めておりますけれども、これにつ
いて何か御意見はありますでしょうか。

○津富委員 思ったのは、確かに、今、改めて「はじめに」を見直すと、そこには書かれてい
ないんだなということに気づいたんですけども、今日の冒頭にも議論があったように、広島
少年院のことがなければ、この会議はなかったのではなかったかと思うんです。やっぱりそ
のことに対する深い反省の念であるとか、後悔の念であるようなものを、「おわりに」にでも
触れ、それも踏まえて新たな矯正を目指していくというようなことが書かれた方がよいのでは
ないかなと思うんですね。この「おわりに」の部分だけを読むと、そんなことは全然感じてい
ないと思われてしまいます。

○広田座長代理 最後の会議設置の経緯の辺は、そういう話は書いていますが、これは違いま
すか。

○津富委員 「おわりに」のところに書かれているかどうかという。

○広田座長代理 「おわりに」に何らかの形で入れるということですね。

○毛利委員 最後なんですけれども、併せて法務省を中心とする政府関係機関には少年矯正が
有する貴重なノウハウや人的資源などを発展的かつ効果的に生かす取り組みが推進されること
を強く期待する。どこに生かすのかが書いていないんですが、社会に還元するというようなこ
とだったのかなと思うんですけども、生かす取り組みというのはどこに向かって発されるの
かという問題ですけども、少年矯正に生かすんですかね。そうすると、自分のところでぐる
ぐる回っているようなイメージですけども。

○広田座長代理 少年矯正を周りが生かせということですか。

○毛利委員 貴重なノウハウや人的資源などを発展的、効果的に生かす取り組みというのは、自分のところの中で生かすのか、それとも社会に向かって生かすのかという。

○事務局 後者の方です。ここにはちょっと書いていないんですが、例えば「子ども・若者ビジョン」を念頭に置きまして、決して少年矯正だけではなくて、もう少し社会に向かっていろんなものが活用されるようなことができればという趣旨でございます。

○毛利委員 ですから、「社会に向かって」とか、「発展的かつ効果的に」の前に、「社会に対して発展的かつ効果的に生かす」とかいうふうになっていないと、だれに向かって動いていくのかがよく分からないと思いました。

○広田座長代理 少しここはそういう表現に直して膨らませる感じでいきましょうか。

○川崎委員 その前に、青少年問題に積極的に発言していくことを望みたいという文章があるのでよね、少年矯正には。それで、併せてといったときには、そういうところにとは読めないのでしょうか。もう一度書かないとだめでしょうかね。

○毛利委員 頭が良い人しか分からないかもしれない。

○川崎委員 厳密に読むと読めない。入れた方がいいですか。何かしつこい気もしますけど。

○少年矯正課長 事務局からよろしいですか。昨年、内閣府が主管する子ども若者育成支援推進法という法律ができて、それに基づいて「子ども・若者ビジョン」という全政府的な枠組みができました。この動きを御紹介し、そういう全体的な流れの中で一層、社会に貢献していく必要があるという方向で書き加えるということではいかがでしょうか。

○広田座長代理 では、そういう方向で書き直すことにしましょう。

○廣瀬委員 津富先生がおっしゃったさっきの広島教訓、それはどこかに入れておいた方がよいと思います。

○広田座長代理 今の御意見は「おわりに」に入れればよいということですか。

○廣瀬委員 「おわりに」に付け加えれば、「はじめに」の方は「はじめに」にはないけれども、途中にはいろいろ書いてありますから。

○影山委員 別の話になりますが、法務省においてはというふうなことが書いてあるんですが、この提言というのをただ聞きっ放しではなくて、やはりちゃんと本当に計画を持って実現をしてもらいたいというふうに思うんですね。短期的、中長期的なものに区分して、実施計画を策定してというふうに書いていただいておりますが、例えば短期的なものあるいは中長期的なもの、それぞれ例えば工程表を作って、具体的な実施計画を法務省の方で作って、本当に実現

してもらいたいなというふうに思うし、そういう計画に関しては、できたら多くの人たちの意見を踏まえながら推進してもらいたいので、例えば計画は発表していただくとか、何かそういうふうなやり方で進めていただけないものかなというふうに思います。

○広田座長代理 強くスケジュールを作って、ちゃんとやってくれということで、表現はこれでいいですか。

○影山委員 何かそういうニュアンスで、もう少し書いていただけたらいいかなという気がしました。

○石附委員 さっき広島少年院の問題をここで入れるということになりましたけれども、そのときに反省点として今後の課題を一言入れないと、何をやっていたのかというのもおかしいですけれども、そういうことになると思いますので、今後の課題として残されているものはこれであるというのを、はっきりさせていただいた方がよいのではないかと思います。

○広田座長代理 反省点と今後の課題とをきちんと書き込むということですね。

ほかによろしいでしょうか。

○毛利委員 全体に一つ一つの文章が長くて、やっぱり一つを読み通すというのは大変に頭脳が要る文章になっていますけれども、例えばこの提言書が出たときに、各少年院の法務教官の人が忙しい業務の中で、どんなことが出たのかというを分かるように、できれば委員会の中で出た要望を箇条書きにして、そして、優先順位の高い順にきちんと整理して、ざっと何が自分たちに認められたのかというのが分かるような形のものの方がぜひほしいなと思います。僕もそれを読んで、もう一度、頭を整理してみたいとも思うし、そういうものがないと、この提言書が法務教官の方、一人ひとりに1部ずつ渡ったとしても、やっぱり、これを全部読み解いて理解するというのは、また、研修が必要だったりする可能性があるもので、後でじっくり読むにしても、ポイントが分かるような一覧表、そして優先順位が分かるものがほしいなと思います。ぜひ、御苦労だとは思いますが、よろしくお願いします。

○広田座長代理 今の話は提言を何か簡単に全体をまとめたようなものというふうなことです。

○毛利委員 そうですね。この中でどんなものが要望されて、どこを改善してほしいと言ったかというのを1行ずつぐらいきちっと書いて、そこに優先順位をつけるようなことをするといいいのかなと。

○広田座長代理 優先順位というのはどういうことですか。

○毛利委員 すぐ心構えでできることとか、制度的な問題とか、お金が要ることとかでもいい

ですが、全部がつながっているの、なかなか全部を理解していくのが大変だと思うので、やっていただけるとうれしいなど。

○広田座長代理 事務局の方で、何か全体をまとめたようなものというのは作られるんですね。実際に少年院で日々、苦勞されている方はやっぱり読んだら、すごく日常のものにつながっているから、結構、読みごたえのある形で読んでもらえるような気がします。一通り見てきましたけれども、あと、最後にタイトルの話をちょっと議論しますけれども、その前に時間がほとんどないんですけれども、何かその他の部分で御意見や御提案がありましたらお願いします。

○廣瀬委員 今日、結局、まとまっていないところもありますよね。文案を考えていただくというの、出ていますけれども、これは当然、我々にも戻していただけるんでしょうね。

○広田座長代理 もちろんです。それでは、最後、サブタイトルについてですが、原案としては皆さんの意見を参考にさせていただいて、「社会とともに歩む、たのもしい少年院・少年鑑別所へ」というふうにしていますが、このサブタイトルについてはいかがでしょうか。

○廣瀬委員 本田先生が、地域と連携した信頼されるというのを代案に出されていますけれども、この御説明をいただければと思います。

○本田委員 ともに歩む頼もしい少年院はとてもいい感じなんです、もともと、この会議は先ほどから議論になっている広島少年院の事例がもとになっているので、どこかしらに信頼という言葉が入った方がいいのかな、信頼の回復を目指す意味が大きいかなと思いました。また、社会と連携するというのは、矯正としては中核的なことになるので、その両方を含めて分かりやすくしたいと思いました。地域と連携した信頼される少年院、少年鑑別所と提案させていただきました。

○津富委員 その他で、頼もしいというのはどういう意味なんですかね。ここで意味している、解釈すると。

○毛利委員 信頼されるでもいいですよ。

○津富委員 信頼されるというような書き方もあるでしょうけれども、単純に広島少年院が信頼を失ったことが問題なのか、子供を大切にできなかったことが問題なのかを考えたいと思います。問題が表に出たから信頼が失われたわけですが、同じような人権侵害事件が起きても表に出なかったら、それでいいという話には当然ならないと思うんですよね。ですから、対外的にどう見えるかということももちろん大事なんですけれども、そこに本質はないと思います。別に対案というほどでもないですけども、例えば、社会とともに歩む、人を大切にするとか、

これも何か、普通過ぎるんですけれども、ともかく、「頼もしい」とか「信頼される」は、ニュアンスが違うのかなと。だから、そういうところを少し議論して、また、別のサブタイトルが出てきたりするといいいかなと思うんですが。

○毛利委員 少年を大切に過ぎると被害者から怒られるという思惑が多分あるようなので、そこが難しいところなんでしょうね。僕も変えることには別に異論はないです。

○石附委員 少年院が頼もしいというのは何かちょっと違和感があるので、今、津富先生がおっしゃったように信頼されるというと、信頼されていなかったのかということになり、この根幹はそこから始まっているので、それがとても大事なことではあるんですけれども、余りに強調されるかなと思うので、期待されるではいけないかなと思ったのです。少年の矯正ということが少年院は期待されているんだから頑張ってくださいよと。

○毛利委員 広島少年院は安倍首相に期待される少年院だった。温かいじゃだめですかね。温かいだと被害者の人は怒りますかね。温かい少年院だと余りよくないですかね。

○津富委員 言い訳なんですけど、僕は先ほど少年を大切にするとかわずに、人を大切にすると言う言い方で、そのニュアンスをちょっとだけ配慮はしたんですけれども。

○毛利委員 人間を大切にする、人を大切にする。

○広田座長代理 それでは、予定の時間が来てしまいましたので、ここで終了といたします。決まっていないところは、事務局を通じて、個別に相談させていただくということでよろしいですね。どうもありがとうございました。今日の議論を踏まえまして、この素案を修正して、皆さんに見ていただきながら修正をして、提言書案として12月7日の第15回会議に提示して、提言として最終的な御了承をいただきたいと思います。事項を含めた最終的な表現や修正については、座長の方で進めさせていただきたいというふうに思いますので、よろしいでしょうか。

また、今日の議論の結果については、私の方から座長に報告させていただきます。

次回は12月7日に開催いたします。ここでは、これまでの議論を踏まえまして、提言を決定したいと思います。

午後5時00分 閉会